

2021 SPRING 情報誌

日防設ジャーナル

- 最新の犯罪情勢：「安全で安心なインターネットの利用のために」
～フィッシングの概要と基本的な対策について～
- 施工要領書の紹介：施工要領書（第2編：設計）<Ver-3> 1章・2章
- 総合防犯設備士コーナー：SECURITY SHOW2021 総合防犯設備士制度20周年記念セミナー



No.132

陽春号

RBSSは防犯機器の安心マーク

RBSS (優良防犯機器認定制度)は
公益社団法人 日本防犯設備協会が
実施する認定事業です。

RBSSはRecognition of Better Security Systemの英文略称です。



優良防犯機器



公益社団法人

日本防犯設備協会

は、防犯機器の安心マークです。

RBSS (優良防犯機器認定制度)は、公益社団法人 日本防犯設備協会が一般の方々の安全・安心に寄与することを目的に、防犯機器に必要とされる機能と性能の基準を策定し、その基準に適合した機器を「優良防犯機器」と認定することにより、優良な防犯機器の開発及び普及促進を図る自主認定事業です。

● 申請事業者(企業)の資格審査と申請機器審査の2重審査認定ですので安心です。

RBSS認定審査

事業者資格審査

- 品質マネジメント体制
- 瑕疵担保責任
- 営業サポート体制
- メンテナンス体制

● 申請事業者の品質管理や企業姿勢及びサポート力などを審査します。

機器審査

- 防犯カメラ
- デジタルレコーダ(防犯用)
- LED防犯灯

適用範囲と
標準構成

要求事項
技術報告書

申告事項
環境試験
推奨機器

構造・表示
取扱説明書
カタログ等

● 各機器の防犯上に必要な機能・性能や環境対応及び表示などを審査します。

日防設ジャーナル

2021 陽春号 No.132

CONTENTS

巻頭言	2
株式会社東芝 経営企画部 企画・IR室 官公庁渉外担当 シニアマネージャー 子安 信彦	
リレートーク97 『ナイル川をたどる悠久の旅：エジプト旅行へのいざない』	3
ルクソール～王家の谷～アブシンベル神殿～ピラミッド	
アツミ電気株式会社 取締役 営業本部長 澤邊 博實	
最新の防犯情勢 「安全で安心なインターネットの利用のために」～フィッシングの概要と基本的な対策について～	6
警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課 官民連携推進室 課長補佐 後藤 太作	
施工要領書の紹介	10
地域協会だより 今日までそして明日から(私たちのミッションについて一考察)	18
NPO法人東京都セキュリティ促進協会 広報渉外委員会委員長/理事/総合防犯設備士 高尾 祐之	
活躍する防犯設備士 「活躍する防犯設備士～時代に沿った情報発信を～」	19
岐阜県防犯設備協会 副会長 山田 康雄	
総合防犯設備士コーナー SECURITY SHOW2021 総合防犯設備士制度20周年記念セミナー	22
防犯設備士養成講習・資格認定試験IT化のご案内	41
防犯設備士コーナー 2021年度 防犯設備士養成講習・資格認定試験のご案内	42
防犯設備士(優良)のご案内	43
地域協会での更新講習のご案内	44
協会出版物の販売についてのご案内	46
協会技術標準の販売についてのご案内	48
コラム 防犯照明委員会の活動について	50
防犯照明委員会 委員長 森島 俊之	
編集後記	52

巻頭言

コロナ禍がもたらすポジティブな変化

公益社団法人日本防犯設備協会 常任理事
株式会社東芝 経営企画部 企画・IR室
官公庁渉外担当 シニアマネージャー

子安 信彦



前回、「日防設ジャーナル」2019年陽春号の『巻頭言』に寄稿させていただきましたが、早いもので2年が経過しました。この2年で、世の中が大きく変化しました。

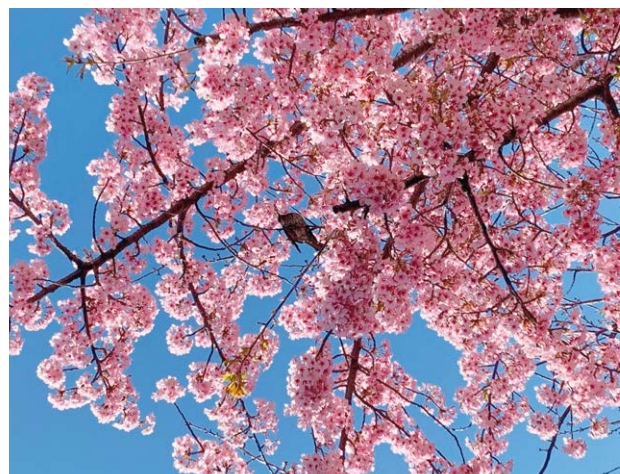
2年前には、東京2020オリンピック・パラリンピック等の大きなイベントの開催で、訪日外国人の数が増加し、様々な形での犯罪の増加が懸念されるため、協会活動の重要性が増していくと記載しました。ところが、2020年初めからの新型コロナウイルス感染拡大を受け、厳しい状況が大きく続き、海外との往来が制限され、東京2020オリンピック・パラリンピック等大きなイベントが延期または中止されました。

新型コロナウイルス感染拡大とともに、私たちの日常生活も大きく変化しました。働き方も大きく変化しました。政府からの要請を受けて、各企業が在宅勤務を導入する大きな転機となりました。

当社も昨年来、感染拡大防止対策を徹底するため、出勤率目標値を職種別に定め、在宅勤務が可能な者は在宅勤務を徹底しております。在宅勤務の効果を上げるために、Teams等のプラットフォームを使用した、オンライン会議が一般化しました。コロナ前は対面での会議が当たり前でしたが、オンライン会議の利用により、会議の生産性の向上が確認されました。オンライン会議では、出席者のスケジュールの調整が容易になり、遠方からの会議への参加も可能になりました。また、オンライン会議の性格上、会議時間も短縮されました。在宅勤務の有効性が確認され、アフターコロナの世界でも在宅勤務が一般化すると思われま

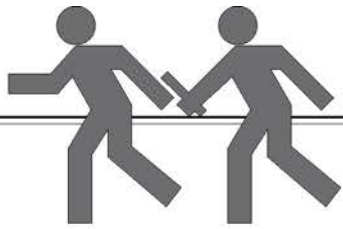
ところで、在宅勤務には、通勤の機会が減ることにより運動量が激減するリスクがあります。

私事ですが、運動不足解消のため、意識的に、在宅時には毎朝散歩をします。自宅周辺の二ヶ領用水沿いを毎朝30分歩き、自然を大いに感じております。早咲きのカワヅザクラ、シダレザクラ。白や紅色の花桃。ソメイヨシノにヤエザクラ。泳いでいるカルガモの親子。この生活習慣の変化により、贅沢な時間を得ることができました。ご参考ですが、二ヶ領用水は、川崎市多摩区から幸区を流れる全長32kmの人工工業用水です。昨年3月に、用水として全国で2例目となる国の登録記念物に登録されました。お近くにお越しの際は、是非お立ち寄りください。



二ヶ領用水沿いのサクラ

最後になりますが、協会も大きく変化します。2021年度から防犯設備士養成講習・資格認定試験のIT化を実施します。オンライン活用により、感染予防が図られ、受験生の利便性が大幅に改善され、受験者数が増えることが期待されます。協会活動の益々の活性化を祈念します。



ナイル川をたどる悠久の旅: エジプト旅行へのいざない

ルクソール～王家の谷～アブシンベル神殿～ピラミッド

公益社団法人日本防犯設備協会 監事
アツミ電気株式会社 取締役 営業本部長 **澤邊 博實**



コロナ禍の状況下、自由に海外に行けるようになるには2023年との話もあり海外旅行に思いを馳せる方も多いのではないのでしょうか?今日はその一人としてエジプトへの思いを紹介させていただきます。

エジプトと聞いて連想するのがピラミッド・スフィンクス・ミイラ・砂漠のイメージですが、実際に訪ねてみて、イメージ通りの砂漠に立つ数々の巨大な建造物群だけでは無く、その背景にある侵略・征服の歴史、死者転生の死生観、歴代ファラオ(王)の偉大さ、建築王ラムセス2世の妻ネフェルタリへの愛情、優雅なナイル川クルーズ、個性的なアラブ料理など、今まで訪れたどの国よりも、圧倒され、深い感動を覚えました。

その魅力の一端を少し紹介させていただこうと思います。

一度はエジプトに行ってみたいと思いついたのが3年前の春。そしてその年の年末には旅の起点となる古代エジプトの首都(テーベ)ルクソールに立っていました。

カイロから南に670km、紀元前4000年前に栄えたルクソールは町の真ん中をナイル川が流れ、東岸を生者の都、西岸を死者の都(ネクロポリス)として分けがされています。生者の都には政治を司るルクソール神殿とカルナック神殿が南北に配置され2000年に亘り造営され続けた歴史の重みがあります。神殿には高さ23mの古代文字(ヒエログリフ)のレリーフが刻まれた巨大な柱が100本以上並び、巨大なオベリスクとともに見るものを圧倒します。古代エジプトの栄華を極めた都は壮大です。



一方西岸の死者の都は『王家の谷』と呼ばれる歴代のファラオの墓が石灰岩の岩山の奥深くに盗掘を免れるように小さな入口とともに点在します。現在確認されているだけで約60個の墓が確認され、その一つには有名なツタンカーメンの王墓も存在しています。入口は狭いのですが、奥に入ると王のミイラが置かれていた玄室とそこに至る通路には豪華な装飾が施され、4000年前の色合いが今もって現存している事に対する驚きと高い技術力に感心させられます。古代エジプトでは死と復活は繰り返されるとの死生観があり、その再生を行う為の儀式と魂が戻る場所としての肉体(ミイラ)が非常に重要視されていました。その為、それを導くいくつもの役割を持った神が存在し、様々な儀式を通じて大きな役割を果たします。山犬の形をしたアヌビス神は守り神として、王のミイラに来世での再生と幸福を願って祝福を与えるとされています。冥界への入り口であり、死者の永遠の住みかとなる墓を彩る壁画の数々がその死生観の表れです。

ルクソールからナセル湖があるアスワンまでは、5つ星のクルーズ船を利用し2泊3日の船旅にてナイル川を下ります。定員100名ほどのクルーズ船ですが、本格的なディナーだけでは無く、ベリーダンスのショーや民族衣装(ガラベヤ)を着てのパーティなども楽しく、また屋上にはプールとバーもあり、夕暮れ時にお酒を飲みながらナイル川の雄大な流れや風を肌で感じ、ゆったりとした至極の時間が過ごせます。時間に追われる旅が多い中で、贅沢な時間の過ごし方が出来るのもクルーズ船の魅力です。

途中、ホルス神殿やイシス神殿に立寄りながら南下を続けます。3日目に船旅の終着アスワンにて下船し、陸路で旅のハイライト、アブシンベル神殿を目指します。

紀元前1300年頃にこの地に巨大な神殿を築いたのが、89歳の生涯を閉じるまでの間に数百の巨大な建造物を残したラムセス2世で、南方民族ヌビア人の侵略を防ぐべく、その力の象徴として巨大な大神殿と妻ネフェルタリの為の小神殿を造営しました。

高さ20mの巨大な4つのラムセス2世像は年齢の違いを表現し、最奥の至聖所には太陽神ラーと並んで座るラムセス2世の像があり、偉大なる神と同列の位置づけを表現しています。エジプト最南の何も無い砂漠の地に、これほどまでの建物を造営した王の強大な権力と建築技術には感心するばかりです。また今からわずか200年前の1800年頃に発見されるまでの約3000年間、砂の中に埋もれ人々の記憶に忘れ去られていた事実にも驚きを禁じえません。ラムセス2世はエジプト各地に建造物を造営していますが、このアブシンベル神殿が最高傑作であり、早逝した妻ネフェルタリへの愛情の証でもあり、歴史上のロマンを感じます。夜にはライトアップされ、音と光のショーも良いですが、早朝の朝日に照らし出される神殿の神々しさには感動します。



翌日はエジプト最南端の地から首都カイロに近いギザを目指し、空路北上します。

有名なクフ王のピラミッドを始めとして、カフラー王、メンカウラー王の三大ピラミッドが砂漠の地ギザにあります(エジプト国土の90%が砂漠です)。今まで見てきた巨大な建造物群を遥かにしのぐその大きさに驚かされます。高さ140m、一辺の長さ230mと200万個以上の石が積み上げられています。最大1個2t以上の石をアスワンから船で運び積み上げ、途方もない時間と労力をかけた世界最大の建造物にはただただ圧倒されます。またピラミッド内部の玄室に至る通路は狭く、圧迫された空間で恐怖心すら感じますが、あまりの規模感にこれが墓なのかと疑問を感じるほどです。また近くには全長57mのスフィンクスも鎮座し、ピラミッドを見守っています。



旅の最後にエジプト考古学博物館を訪れ、ツタンカーメンの黄金のマスクと7層にも及ぶ絢爛豪華な人型棺や埋葬品の数々を目の当たりにし、ツタンカーメンの悲運の運命と手つかずで発見された奇跡に、歴史の面白さを感じます。先日も別の地で新しいミイラが見つかったとの報道もあるほど、エジプトの地にはまだまだ未発見の物が数多く存在し、その発見が歴史の謎解きに貢献しています。

日本では縄文時代の紀元前4500年前に、ここまで発達した文明を持っていたエジプトの凄さと現代社会におけるエジプトとの落差を比べてみると不思議に思えます。

今年はエジプト旅行をする方には朗報があります。年内にもギザの三大ピラミッド近くに大エジプト博物館の開館が予定されていて、エジプト考古学博物館から展示品を移動させ、より広いスペースで今まで以上の展示品が揃えられる予定です。また旅の楽しみの一つである食事はクミン等スパイスのきいたアラブ料理(宗教上豚肉は食べません)やナイル川からとれる新鮮な魚介料理がお勧めです。



圧倒的な歴史とそれを彩る歴代ファラオの建造物、ファラオ・王妃に纏わる悲哀の物語、実際にそれを目でみて触れてみると悠久の歴史ロマンが押し寄せてきます。

エジプト旅行は他の国では味わえない魅力に溢れています。

旅慣れた方も一度はエジプトを訪れ、唯一無二の経験をされてはいかががでしょうか？

アドバイスとして訪れる季節は11月～2月、期間は最低8日間以上、治安は良くないので個人旅行よりもツアー旅行をお勧めします。

それでは再び海外へ自由に旅行できる日を夢見て、ボン・ボヤージュ！

「安全で安心なインターネットの利用のために」 ～フィッシングの概要と基本的な対策について～



警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課
官民連携推進室 課長補佐

後藤 太作

■はじめに

インターネットは国民生活や社会経済活動に必要な社会基盤として定着していることに加え、新型コロナウイルス感染症対策として「新しい生活様式」が求められていることなども相まって、今後、更なる普及・発展を遂げていくものと考えられます。

他方で、新型コロナウイルス感染症の発生に乗じたものを含め、国内外において様々なサイバー犯罪等が発生しており、それらへの対処は重要な課題となっています。

本稿では、個々の利用者がインターネットを安全に利用する観点から、インターネットバンキングに係る不正送金等に用いられるサイバー犯罪等の手口であるフィッシングの概要や基本的な対策などについて紹介します。

なお、文中の意見にわたる部分は私見であることをあらかじめお断りいたします。

■フィッシングの概況

フィッシングとは、ID・パスワード等の入力を求める偽のサイト（フィッシングサイト）によって、それらの情報を窃取するといった行為であり、利用者をフィッシングサイトに誘導するため、正規の事業者等を装ったリンク付きの電子メール等を広くばら撒くなどの行為が併せて行われます。

フィッシングは、以前から様々なサイバー犯罪等に用いられている典型的な手口ですが、近年、増加・巧妙化している傾向にあり、例えば、インターネットバンキングに係る不正送金事犯（以下単に「不正送金」という。）では令和元年9月からフィッシングによるものとみられる被害が急増し、警察庁から注意喚起^{*1}を実施しています。

令和2年において、不正送金に関しては被害が急増した令和元年と比べると減少してはいるものの、同様の被害が引き続き多数発生しているほか、その他のインターネットサービスのID・パスワード等やクレジットカード情報などを狙ったフィッシングが多数確認されています。

これらのフィッシングでは、正規の事業者からのサービス利用手続に関する連絡を装ったり、特別定額給付金に関する通知を装ったりと、あの手この手で利用者をだまそうとする様々なものが確認されていますので、内容等にかかわらず警戒する必要がある情勢といえます。

このような情勢等の詳細については、警察庁が令和3年3月4日に発表した「令和2年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」^{*2}や、令和2年11月5日に開催された消費者委員会（第330回・本会議）における警察庁、フィッシング対策協議会及び総務省の説明資料（内閣府Webサイトで公開^{*3}）などで確認できます。

■フィッシングの手口～不正送金における事例～

令和元年9月から被害が急増したフィッシングによる不正送金の手口の全体像は図1のとおりですが、主な特徴としては、

- 電子メールのほか、SMS（ショートメッセージ）を用いてフィッシングサイトへ誘導する
- ID・パスワードに加えて、ワンタイムパスワード等や口座情報等をフィッシングサイトで窃取することがあげられます。

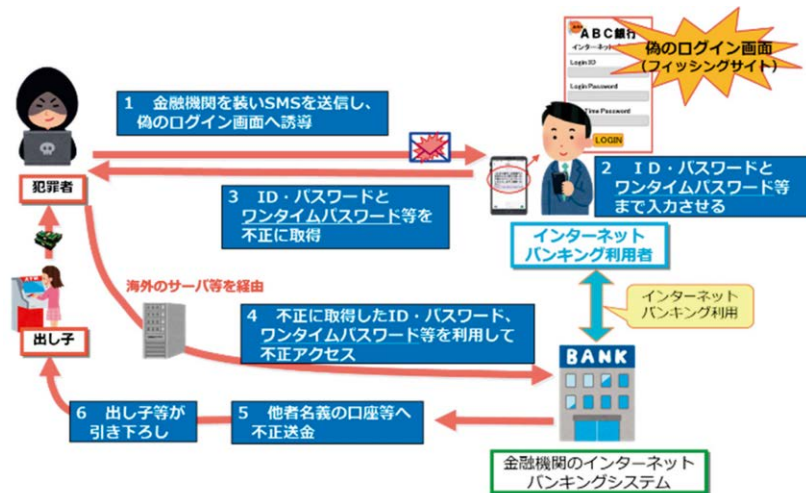


図1 フィッシング(スミッシング)による不正送金の手口

また、SMSを用いたフィッシング（スミッシング）では、

- 電子メールと比べてフィルタリング等の対策が困難であり、利用者への到達率が高い
- 送信元（送信者ID）の詐称により、正規の事業者等からのメッセージと同一スレッドに表示させることが可能である（図2）

といった傾向・特徴もみられるため、特に注意が必要です。

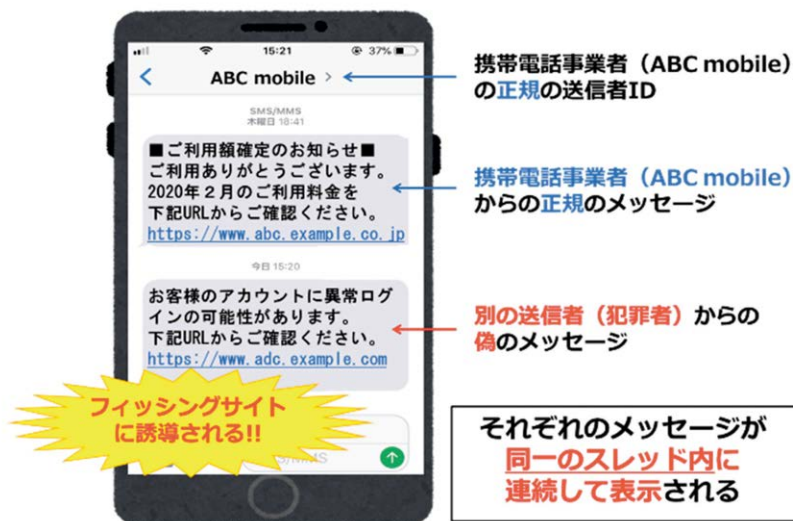


図2 同一スレッドに表示されるSMS
(携帯電話事業者を装った場合のイメージ)

近年のスミッシングの中でも特に警戒が必要と考えられる事例としては、「荷物の配送連絡を装ったSMS」があげられます。

具体的には、荷物の配送連絡を装ったSMSによってリンク先URLへのアクセスを促し、

- iOS端末からアクセスした場合は、実在する金融機関を装った偽の警告メッセージをポップアップ表示した上で、当該金融機関を装ったフィッシングサイトを表示する
- Android端末からアクセスした場合は、ブラウザの更新を装ったポップアップを表示して不正なアプリを端末にインストールするように仕向け、その後、当該アプリが実在する金融機関を装った偽の警告メッセージをポップアップ表示し、金融機関を装ったフィッシングサイトへ誘導する

といったものです。不正なアプリをインストールしてしまった場合には、不正な送金等の被害のほか、端末内の情報を窃取される、SMSをばらまく踏み台とされるなどの被害が生じるおそれがあります。

この事例については、(一財)日本サイバー犯罪対策センター(JC3)が「運送系企業を装ったSMSから銀行のフィッシングサイトへ誘導されるまでの流れ」と題した分かりやすい動画を公開^{*4}していますので、ぜひ一度御覧ください。また、警察庁Webサイトの「インターネット安全・安心相談」ページ^{*5}に「荷物の配送連絡を装ったSMSに関する相談事例」を掲載していますので、疑わしいSMSを受信した際には、まず御確認ください。

なお、荷物の配送連絡を装ったSMSが代表的ですが、SMS等の内容が異なる同様のケースも多種ありますので、御注意ください。

このような手法でフィッシングサイトへ誘導され、ID・パスワード等が窃取された後は、

- 窃取したワンタイムパスワード等を用いて送金上限額などの設定を不正に変更する
- 窃取した口座情報等を用いて金融機関の公式アプリを不正に有効化する(図3)

などされた上で不正な送金がされるケースも多く、これによって、被害が増大する傾向もみられます。

また、ID・パスワード等の窃取から不正な送金・出金等までが極めて短時間で行われることから、不正な送金のような具体被害を防止するためには、フィッシングによる情報窃取を回避することと、情報を窃取されてしまった場合に可能な限り迅速に対処することが極めて重要といえます。

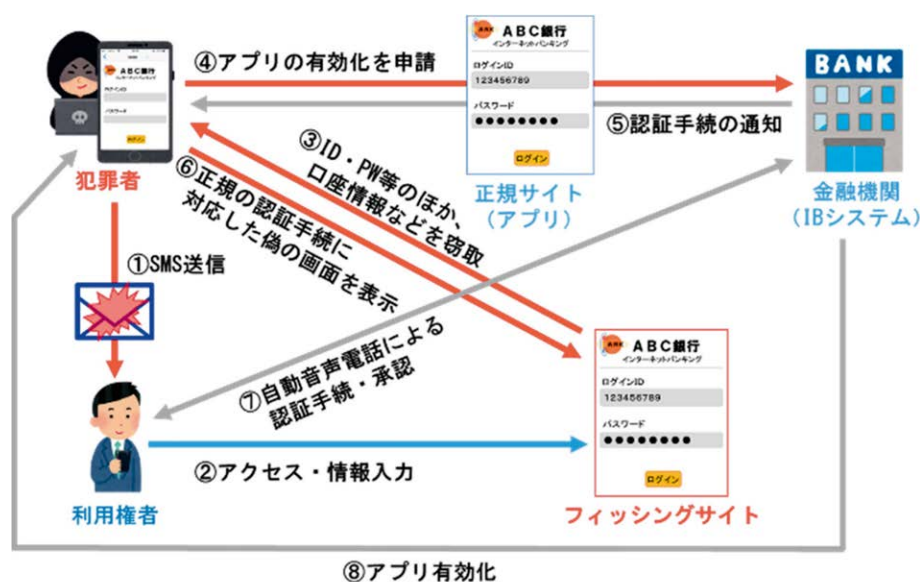


図3 公式アプリの不正な有効化の概要

■フィッシングによる情報窃取の回避

フィッシングによる情報窃取を回避するための対策は、一言で言えば「フィッシングの手口にだまされないようにする」ことです。具体的には、

- リンク先URLへのアクセスを促す電子メール・SMS全般を警戒する
- 利用しているサービス等へのアクセスはブラウザのブックマーク等や、公式アプリから行う(SMS等に記載されたリンクからのアクセスは避ける)
- SMS等に記載されたリンクからのアクセスが避けられない場合には、正規サイトのドメインであるかを確実に確認する
- 安易にID・パスワード等を入力したり、アプリをインストール(権限を許可)したりしない

ことなどがあげられます。

昨今のフィッシングは極めて巧妙であるため、まずはSMS等に記載されたリンクからのアクセス等を極力避けることが有効です。その上で、どうしてもアクセスが必要と考える場合には、SMS等の文面やサイトの

見た目などでの判別は困難であることに留意し、正規サイトと見分けづらい紛らわしいURLが用いられている可能性や電子メールに記載されているリンク先URLの表記が偽装されている可能性なども念頭に置いて、アクセス先のURL（ドメイン）が正規サイトのものであるか細心の注意を払って確実に確認する必要があります。

また、相談事例の中には、だまされて情報を入力してしまった後に不安になってインターネットで調べた結果、注意喚起情報を見つけて自ら被害に気が付いたケースもありますので、不審と感じたか否かにかかわらず、このような情報を事前に確認することも効果的な対策であると考えられます。

■フィッシング被害後の迅速な対処

フィッシングの被害にあった場合には、入力してしまったパスワード等を変更する、正規の事業者（金融機関やクレジットカード会社など）へ連絡して利用を停止するなどの被害防止措置をすぐに実施することが重要です。

利用サービスの設定を不正に変更されたり、公式アプリを不正に有効化されたりすることによって、正規の利用者がログインやパスワード等の変更をできなくなるケースや、パスワードの変更のみを行っても不正な送金等の被害が生じるケースもありますので、放置せずに迅速・確実に対応を行ってください。また、不正なアプリをインストールしてしまった場合には、アンインストールすることも忘れないようにしてください。

なお、万が一、他のサービスでパスワードを使い回している場合は、他のサービスのパスワードも適切に変更してください。フィッシングによる場合に限らず、一度漏えいしたID・パスワードはリスト化されて他のサービス等の侵害にも用いられることから、パスワードの使い回しは禁物です。心当たりがある場合は事前に見直しを行うことを強く推奨します。

また、不正な送金等の被害が判明（発生）した場合に備えて、受信したSMS等や入力してしまった情報、時系列などについてなるべく詳細に記録しておくことも重要です。こういった記録は金融機関や警察における調査・捜査や被害防止対策に役立つのみならず、早期の被害回復等につながることも期待されますので、記憶の新しいうちに行うようにしてください。

■おわりに

本稿で紹介した対策に目新しいものはありませんが、新型コロナウイルス感染症対策における三密を避ける、マスク等の着用や手指の消毒を徹底するといった対策と同様に、個人として必要かつ実施可能な対策を理解し、意識的に徹底することが重要です。

我が国では、例年、2月1日から3月18日を「サイバーセキュリティ月間」に設定し、サイバーセキュリティに関する普及啓発活動を集中的に実施しています。月間中に警察が開催するイベント情報なども含む関連情報については、内閣官房の内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）のWebサイト^{*6}で公開されていますので、まずはこのような機会に関心を持って調べてみることも効果的であると思います。

また、警察庁のWebサイト「サイバーポリスエージェンシー^{*7}」では、サイバー犯罪、サイバー攻撃による被害の防止を図るため、サイバー犯罪・サイバー攻撃の手口や情勢に係る情報等を公開しているので、こちらもご覧ください。

本稿で紹介したこれらの情報がインターネット利用者の安全・安心の一助となれば幸いです。

※1 <https://www.npa.go.jp/cyber/policy/caution1910.html>

※2 https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R02_cyber_jousei.pdf

※3 <https://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2020/330/shiryuu/index.html>

※4 <https://www.jc3.or.jp/info/movie.html>

※5 <https://www.npa.go.jp/cybersafety/>

※6 <https://www.nisc.go.jp/security-site/>

※7 <https://www.npa.go.jp/cybersecurity/index.html>

施工要領書（第2編：設計）

<Ver-3>

施工要領書Ver-3の日防設ジャーナルへの連載

公益社団法人 日本防犯設備協会の防犯に関するSES規格(独自認定規格)の中で、施工にかかわる規格(SES E 7002-4～SES E 7702-3から重要な内容を中心に解説)について、総合防犯設備士や防犯設備士で、これから施工を勉強されるという方に、SESを分かり易く解説した「施工要領書Ver-3」(第1編：通則*¹、第2編：設計、第3編：施工(各種チェックリスト含む*²))を2020年2月に施工基準委員会でまとめ発行しました。

今号より、より広く知っていただき、活用頂くために、日防設ジャーナルにて下記の予定で設計編を中心に掲載をスタートします。

掲載の「施工要領書Ver-3」全体については当協会のHPに掲載していますので是非ご覧ください。



URL : https://www.ssaj.or.jp/pubdoc/bohan_guidebook.html

【掲載予定】

- | | | | |
|-------|-----------------|-----|------------------|
| 2021年 | 陽春号 (4月) : 設計編 | 1章 | 対象物件の地域環境等 |
| | | 2章 | 対象物件の見通し |
| 2021年 | 爽秋号 (10月) : 設計編 | 3章 | 侵入阻止の意思表示 |
| | | 4章 | 基本警戒線の設定 |
| 2022年 | 陽春号 (4月) : 設計編 | 5章 | 防犯対象物件に対する警戒線の選択 |
| | | 6章 | 対象物件への侵入防御 |
| | | 7章 | 警戒方式における検知・警戒範囲 |
| | | 8章 | 対象物件の施設等級 |
| 2022年 | 爽秋号 (10月) : 設計編 | 9章 | 侵入警報設備の設計 |
| | | 10章 | 警戒線の設計 |
| | | 11章 | 機器の選定方法 |

*¹ 1編については、用語の説明が中心なので連載から省きます。

*² 3編の各種チェックリストは、参考資料なので掲載からは省きます。

第1章 対象物件の地域環境等

技術標準 SES E 7007

4 対象物件の地域環境等

4.1 地域環境の調査

対象物件が所在する地域の環境状況調査は、次の規定に基づいて行う。ただし、名称の判定は、この規定によるものであって行政上の名称ではない。

- (1) 対象物件の地域名称は、住宅地域、商業地域及び特別地域とする。
- (2) 調査の範囲は、対象物件を中心とした半径300m以内とし、異なる業種などが混在する地域を調査する場合は、その地域名称は業種の比率において設定する。ただし、その比率は防犯設備の施工要領によるものとする。
- (3) 住宅地域は、戸建、共同住宅及び店舗との併用住宅の地域とする。ただし、住居を目的としない建造物などであっても、行政により認められたもの場合は含まれるものとする。
- (4) 商業地域は、住宅地域及び特別地域を除く地域とする。ただし、店舗、事務所及び住宅などとの複合施設は、商業地域とする。
- (5) 特別地域は、遊技施設、風俗業など及び行政により危険とされる地域をいう。ただし、この地域の範囲は、対象物件を中心とした半径150m以内とする。
- (6) 業種などの名称は、SES E 7004 [防犯対象物件に対する警戒線の選択] に準ずるものとする。

1 対象物件の地域環境

1.1 地域環境の調査

防犯診断をする上で、対象物件が所在する地域の犯罪状況及び犯罪が発生した地域環境を調査する必要がある。犯罪状況は、都道府県の一部で、対象物件を管轄する警察署のホームページに掲載されている。ただし、公表されていない地区もあり状況を把握するためには、防犯診断をする地区を管轄する警察署の生活安全担当に確認することが重要である。

防犯診断をする対象物件の管轄内で発生した犯罪を地域環境面から分析し、その分析結果と現在診断中の物件との関連性の可否を見極め、防犯診断に役立て、かつ対策への対応が重要である。

犯罪が発生した地域の環境を調査する上で、SES E 7007 [対象物件の地域環境等] を定め、分析データを集積し、新たな防犯診断及び対策の一助になることを期待する。

(1) 対象物件の地域名称

ア 犯罪が発生した物件の地域を住宅地域、商業地域、特別地域の3種に分類する。3種に分類した理由は下記による。

- ①住宅地域は、商業地域及び特別地域と比較して住居が多く、住人以外でその地区を訪れる第三者は少ない。
- ②商業地域は、住人以外の第三者の出入りが多い。
- ③特別地域は、遊技施設、風俗業などが多く、未成年者が立ち入ることができない業種のある地域。

イ 各地域に含まれるもの

①住宅地域

住宅地域に含まれるものは、戸建、共同住宅、寮など、及び店舗又は事務所などとの併用住宅とする。ただし、行政により認められた、住宅を目的としない地域の管理事務所、店舗などは住宅地域に含むことができる。

解説

住居を目的とするもの以外に、住居と併設された店舗、事務所など、並びに生活に関連する団地の管理事務所なども含まれると判断してよい。

②商業地域

商業地域に含まれるものは、SES E 7004 [防犯対象物件に対する警戒線の選択] における中分類及び小分類の業種とし、次とする。

- a. 店舗は、物販店、遊戯店及び飲食店とする。ただし、遊戯場は遊戯を主体とした場所であって、換金を行わない業種とする。

- b. 事務所は、自社ビル、テナントビル、一般事務所及び特殊事務所（弁護士事務所などであって、依頼者の情報を保管する場所）とする。
- c. 金融機関は、銀行、農協（これに類するものを含む）、キャッシュコーナーなど、貸金業、証券会社及び質屋とする。
- d. 学校は、大学、短期大学、高等専門学校、小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育園、各種学校、特殊学校とする。
- e. 病院、福祉施設は、総合病院、個人病院、老人ホーム、託児所、リハビリ訓練所、及びこれに類するものを含むものとする。
- f. 工場、倉庫は、一般工場、特殊工場、一般倉庫、野積倉庫及び特殊倉庫とする。
- g. 輸送機関は、自動車関連、鉄道関連、船舶関連、航空関連、切符売場、及びこれに類するものを含むものとする。
- h. 宿泊施設は、ホテル、旅館、研修センター、及びこれに類するものを含むものとする。
- i. 美術館、博物館、競技場は、美術館、博物館、図書館、水族館、動物園、ギャラリー、競技場とする。ただし、競技場には、競馬、競輪、競艇場など、及びこれに類するものを含むものとする。
- j. 劇場、ホールは、劇場（これに類するものを含む）、公民館、集会場（これに類するものを含む）及びスタジオとする。
- k. 官公庁は、自治体、派出所、大使館、領事館、自衛隊、消防署及び研究施設とする。
- l. 神社、寺院、仏閣、教会は、神社、寺院、仏閣、教会、史跡及び霊園とする。
- m. 放送施設、出版施設は、電話局、放送局及び新聞社とする。
- n. レジャー施設、公園は、公園、遊園地、屋内スポーツ施設及び屋外スポーツ施設とする。
- o. 特殊施設は、発電所、変電所（これに類するもの）、無線中継基地、原子力施設とする。

解説

地域判定の繁雑さを解消するため、多種にわたる業種を商業地域に組み入れることにより地域の判定を簡素化している。

③特別地域

特別地域に含まれるものは、高額な現金が取り扱われる遊技場（パチンコ店及びこれに類する業種）及び景品が現金化される換金所（景品交換所）、並びに法により未成年者の立ち入ることのできない業種などとする。

解説

被害が多発している遊技場及び景品交換所、並びに性を業とする接客業は、外国人、暴力団などによる凶悪犯罪の温床となっている。したがって、SES E 7004 [防犯対象物件に対する警戒線の選択]における遊技場を分割して、遊技場（パチンコ店、ゲームセンター及び景品交換所）を別に定めた。また、技術標準において明確にされていない、性を業とする未成年者の立ち入ることのできない場所を特別地域として定めている。

(2) 地域の範囲と判定

ア 住宅地域の範囲と判定

本章(1)イ①に含まれる対象物件の中心を中心とした半径300m以内の範囲とする。

ただし、

- ①対象物件が一つの住宅団地（他の地域と道路などによる区画が明確な場合）の場合は、その半径に関わらず一つの住宅地域とすることができる。

解説

広大な住宅団地に対する半径300mの数値は適切でないとして、区画が明確な場合に限り一つの住宅地域として、明確に定めている。

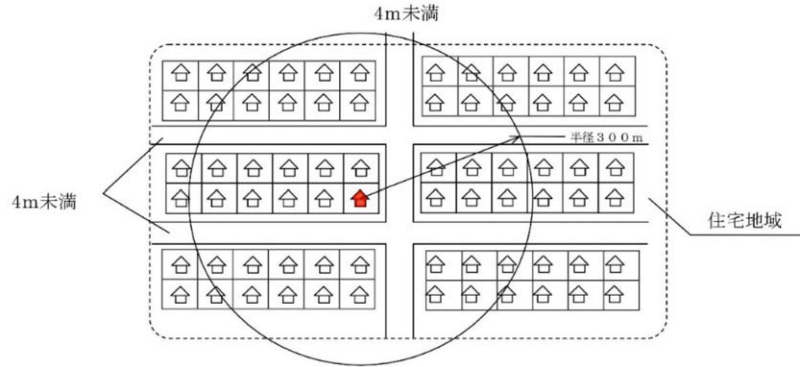


図1-1 住宅地域の範囲例

- ②対象物件の半径300mの範囲に商業地域と判断できる地域が含まれる場合において、公道など（以下、道幅4m以上の公道及び私道を含むものをいう）による区画が明確な場合に限り分割（分割した地域に住宅地域に含まれるものが90%を超えた場合）し、住宅地域とすることができる。

解説

この但し書き②における公道などとは、道幅4m以上の公道及び私道を含むものであって、4m未満のものは通路及び路地などと判断してよい。また、分割された住宅地域に、他のものを多く含めた場合、住宅地域として適切でない判断され、その比率を90%と明確にしている。

- ③対象物件の半径300mの範囲に商業地域に含まれたものが混在する場合は、その含まれるものの比率が20%未満の場合は、住宅地域とすることができる。
- ④対象物件の半径150mの範囲に特別地域に含まれるものが混在する場合は、住宅地域とすることができない。
- ⑤複合施設（以下、住宅、商業、特別地域などに含まれるものが混在する建造物をいう）にあっては、住宅地域とすることができない。

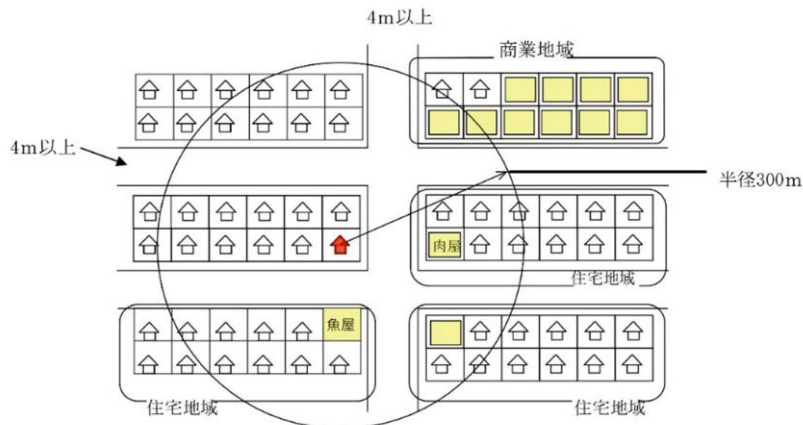


図1-2 住宅地域の範囲例

イ 商業地域の範囲と判定

商業地域の範囲は、本章(1)イ②に含まれる対象物件の半径300mの範囲とする。ただし、

- ①対象物件が一つの商工業団地（他の地域と道路などによる区画が明確な場合）の場合は、その半径に関わらず一つの商業地域とすることができる

解説

この但し書きは、本章(2)ア項の但し書き①に準じている。

- ②対象物件の半径300mの範囲に住宅地域と判断できる地域が含まれる場合において、公道

などによる区画が明確な場合に限り、分割（分割した地域に商業地域が90%を超えた場合）し、商業地域とすることができる。

解説

この但し書きは、本章（2）ア項の但し書き②に準じている。

- ③対象物件の半径150mの範囲に特別地域に含まれるものが混在する場合は、商業地域とすることができない。
- ④複合施設であって、内部に特別地域に含まれるものが混在する場合は、商業地域とすることができない。

ウ 特別地域の範囲と判定

特別地域の範囲は、本章（1）イ③の特別地域とされる業種の範囲に含まれる対象物件の半径150mの範囲とする。ただし、複合施設であって、その内部に特別地域に含まれるものが混在する場合は、半径150mの範囲及び複合施設の全てを特別地域としなければならない。

解説

特別地域は、防犯上において危険度の高い地域とされている。したがって、独立した地域として設定することが適切であると考えられ、その範囲を半径150m及び複合施設の全てを特別地域とし、明確に定めている。

技術標準 SES E 7007

4 対象物件の地域環境等

4.2 周囲の安全度調査

住宅地域及び商業地域における対象物件周囲の安全度の調査は、次の規定に基づいて行う。

- (1) 周囲における、内部犯罪を除く過去5年間の発生件数を調査する。
- (2) 「近隣住民などとの連携」を調査する。ただし、この項における「近隣住民などとの連携」とは、住宅、商業施設、生産施設などにおける、報知、助勢、防犯組織及び警備会社、警察への通報などであって、防犯に関わる部分とする。
- (3) 警察施設（警察署、交番及び派出所）の有無を調査する。

解説

侵入犯罪について、侵入されやすい建造物として、見通しが悪く、脆弱部分があり、逃走に便利であることなどが理由として挙げられておりますが、犯罪が発生した地域環境との関連も調査する必要があります。そのためには、侵入犯罪が発生した物件を基に、地域環境を調査・分析し、データを蓄積し、そのデータを新たな防犯診断に活用することが重要である。地域環境の調査項目は、本章1.2の「侵入犯罪が発生した地域環境」に示す。

地域環境の調査項目について、警察関連機関より情報を収集するにあたり、都道府県の全てではないが、防犯設備士が活動できる協会、例えば、〇〇〇防犯設備協会などがあるので、会員として登録し活動することを推奨する。

1.2 侵入犯罪が発生した地域環境

- (1) 発生日時 天候
- (2) 被害状況
- (3) 発生場所の地域名称
住宅地域、商業地域、特別地域
- (4) 発生場所を中心として半径50mの範囲の地図
道路の幅も含めて、なるべく詳細に記載
- (5) 道路の照明設備
設置間隔（地図上に記載）
- (6) 街頭防犯カメラの有無
- (7) 発生場所からの最寄りの駅、バス停など
距離など
- (8) 警察署、交番、派出所までの距離
- (9) ごみ出し場所の管理状況
- (10) 近隣住民との連携
- (11) 防犯組織の有無
- (12) その他特記事項

解説

認知された侵入犯罪の地域環境データと新たな防犯診断物件の地域環境との共通点を見つけ、防犯対策の一助とすることを目的とした。

第2章 対象物件の見通し

技術標準 SES E 7008

4 対象物件の見通し

4.1 見通しの概念

本概念は、犯罪企図者に人の視線を意識させることにより、犯罪の抑止に対する効果を目的とした考えである

1 見通しの概念

見通しの考えを有効に活用するためには、侵入警報設備を施設し、犯罪企図者の行動があった場合検知器と連動して発生する、公益社団法人 日本防犯設備協会推奨の防犯警報音、音声、発光などにより、人の関心を引き付け、かつ、その対応（通報など）を期待したものである。

したがって、見通しに対する防犯効果は、犯罪企図者が第三者から見られることを嫌うことから有効であると考える。

技術標準 SES E 7008

4 対象物件の見通し

4.2 見通す場所の設定

見通す場所は、敷地外周部に接する人の通行する道路及び通路などとする。ただし、次の場所を含め目視点とする。

- (1) 戸建・共同住宅の敷地内にあつては、空地を目視点とすることができる。
- (2) 団地にあつては、周囲の建造物により区画された場所、使用禁止などの指定された場所並びに地表上に白線などにより区画された駐車場、駐輪場などを除く場所を目視点とすることができる。
- (3) 建造物の内部における目視点は、防犯設備の施工要領による。

1.1 見通す場所の区分

- (1) 1つの敷地内に独立して建築された共同住宅への見通す場所（以下、目視点という）は、敷地外周部（以下、外周部という）に接する人の通行する道路及び敷地内（以下、構内という）の通路、並びに居住者が移動できる場所（以下、空地という）などを目視点とする。

ただし、

ア 空地は、居住者の使用場所（通勤、通学、遊戯など）及び居住者が容易に移動できる棟間の空き地などとする。

イ 空地は、周囲をフェンス、柵、塀などにより区画された場所及び進入禁止などの指定された場所並びに地表上に区画（白線などによる）された駐車場、駐輪場などを含まないものとする。図2-1に外周部における目視点の具体例を示す。

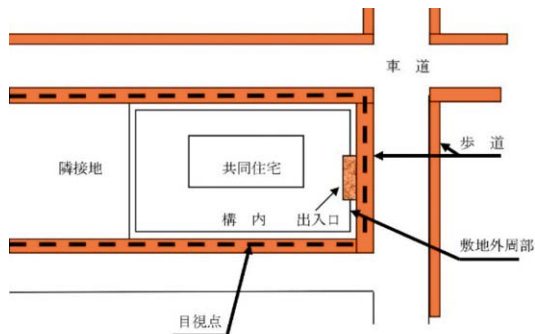


図2-1 外周部における目視点（-----部分）の具体例

点線の部分は、外周部に接する人の通行する場所となり目視点となるが、人の通行しない隣接地は目視点とならない。

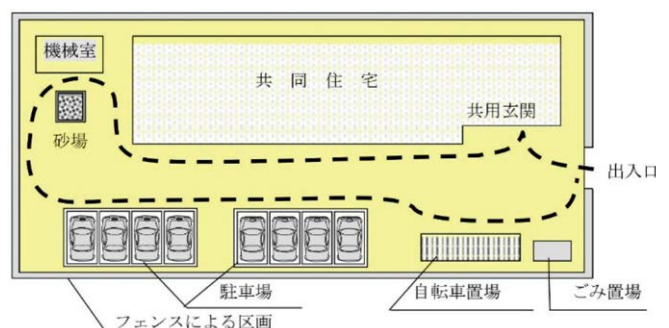


図2-2 構内における目視点（-----部分）の具体例

点線の部分は、空地（居住者が常に使用／移動する場所）となり目視点となる。

- (2) 集合団地における目視点は、住宅団地内の共同住宅の敷地を各棟ごとに区分し、本章 1.1 (1) アの但し書きに準ずるものとする。

ただし、

- ア 各棟ごとの区分は、構内通路（以下、通路という）などを基準として区分するものとする。
- イ 通路などに接しない場所は棟間の空き地などを区分し、その内部は区分された各棟の構内とする。

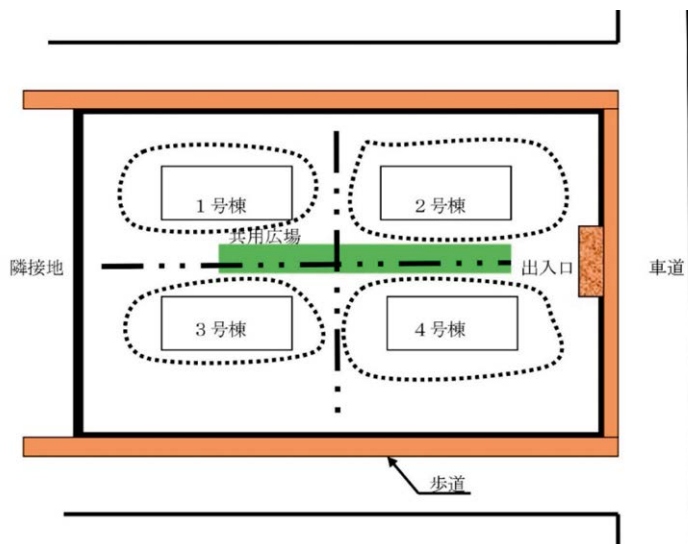


図2-3 構内の目視点（点線……の部分）及び区分（2点鎖線——・——の部分）の具体例

- (3) 住居棟共用部の目視点は、居住者、又は管理者が常に使用する場所とする。

ただし、エレベーターと階段室が併設されている場合は、常に使用しない階段室は目視点とならない。

- (4) 戸建の場合の見通す場所は、（以下、目視点という）は、敷地外周部（以下、外周部という）に接する人の通行する道路とする。

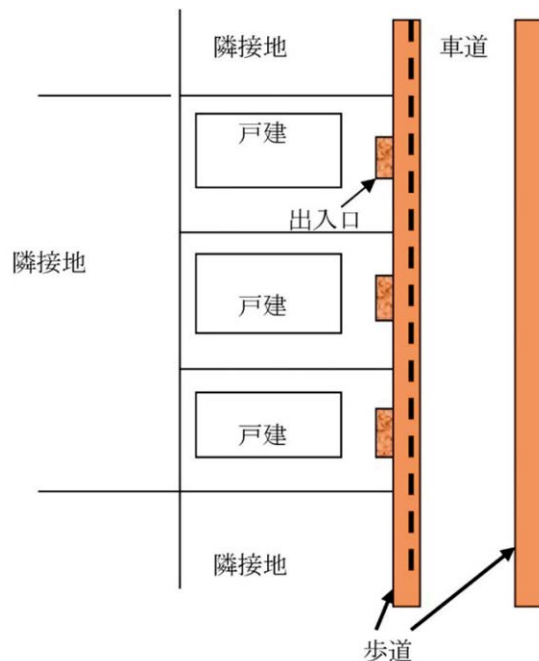


図2-4 戸建の場合の目視点（-----の部分）の具体例

1.2 敷地外部からの見通しの方法

見通しは、照明の有無に関わらず人の目視を原則とし、その時点における見通しとする。

ただし、

- (1) 目視点は、人の通行する道路、通路などとする。
- (2) 通行人の行動を想定し、道路、通路などを移動して目視する。
 - ア 目視する高さは、通行人の歩行時の高さ（1.3～1.5m）を標準とする。
ただし、高身長の人を想定すると、目視する高さを1.6mまで拡げて確認することを推奨する。
 - イ 見通し距離は、目視点より15m以上の場所における、人の動作（立ち居）が判断できるものとする。

(3) 見通せる外構設備

目視点から見て、犯罪企図者が敷地内に侵入していることが目視できることが重要で、次のことに注意して設備する。

ア 目視を遮るような設備を施設してはならない。

地表上1.2m以上の石垣、塀（コンクリート、ブロックなどであって、見通しができない構造のもの）

イ 遮蔽物となる植栽など。

ウ 見通すことができない場合は、防犯カメラなどで補完措置を講ずる。

1.3 構内における見通し

見通しは、照明の有無に関わらず人の目視を原則とし、その時点における見通しとする。

構内における見通しの対象となるものは、共同住宅の一階部分、駐車場、駐輪場、オートバイ置場、児童遊園、広場、緑地などである。

(1) 目視点は、居住者が常に行動する動線上に設定するものとする。

(2) 視角は、居住者が常に行動する動線上における水平視角とする。

(3) 目視する高さは、人の立ち居によるものとする。

(4) 見通し距離は、目視点より15m以上の場所における、人の動作（立ち居）が判断できるものとする。

1.4 住居棟共用部における見通しについて

(1) 目視する高さは、人の立ち居によるものとする。

(2) 見通し距離は、目視点より15m以上の場所における、人の動作（立ち居）が判断できるものとする。

(3) 見通しに障害となるもの

壁、水槽、鑑賞用植物、什器備品などを含む見通しができないもの、並びにこれらに類するものとする。

(4) 管理室からの見通しは、共用玄関、玄関ホール、EVホール及び集合式メールボックスとし各場所の出入口、又は人の動作（通過を含む）が見通せるものとする。

ただし、

ア 通常の集合式メールボックスは、開放された玄関ホールの場合を対象とする。

イ 外入れ、内出しの集合式メールボックスは、内部のみを対象とする。

ウ EV設備の無い場合は、階段室前とする。

エ 宅配ロッカーが施設されている場合は対象とする。

(5) 目視点から廊下への見通しは、各戸の廊下に接する専用部（玄関及び窓など）を対象とする。

ただし、

ア 目視点は、各階のEVホール、又は階段室前とする。

イ 廊下に接する各戸の開口部が、全て見通せるものとする。

(6) その他の出入口（以下、この項において通用口という）への見通しは、目視点を各階のEVホール、又は階段室前とする。

今日までそして明日から (私たちのミッションについて一考察)

NPO 法人東京都セキュリティ促進協力会（略称：東セ協）
広報渉外委員会委員長／理事／総合防犯設備士

高尾 祐之



東セ協は「東京の安全・安心」の一翼を担うべく、日々、汗を流してまいりました。おかげ様で昨年度、創立20周年を迎えることができました。日頃よりご指導、ご鞭撻、ご協力を賜っています皆様には心より感謝申し上げます。

東セ協は現在、7つの委員会です。非常110番委員会、防犯優良マンション等特別委員会、防犯設備士委員会、新規事業調査研究特別委員会、会員研修交流委員会、総務委員会、広報渉外委員会です。主な活動内容は、110番非常通報システム事業、東京防犯優良マンション・駐車場登録制度、東京防犯優良賃貸住宅認定制度、全国地域安全運動等への講師派遣や展示会の協力、警視庁防犯実務研修等への講師派遣、各自治体および各種団体からの要請で防犯診断、防犯相談、コンサルティング等を行っています。また、「東京都安全・安心まちづくり協議会」や「東京都自動車盗難等防止協議会」、「東京万引き防止官民合同会議」等にも参画しています。

20年前。2001年6月8日。大阪府で発生した池田小学校事件には大きな衝撃を受けました。

東京都は即座に反応しました。都内6000の小学校、中学校、幼稚園、保育園等に銀行と同じ110番非常通報システムの導入を決定しました。当時、110番非常通報システムは（財）電気通信共済会の単独事業で、全国の銀行、郵便局が対象でした。

発足間もない東セ協が行動を起こします。東京都と警視庁を何度も訪問した結果、事業参画の承認を得ることができました。ゼロからのスタートです。仕様を満たす通報装置の製作、中央監視センターの稼働、システム機器設置工事、工程管理、営業活動。およそ半年間、目まぐるしい多忙な日々が続きました。当初1561校でスタートした事業は、現在2500を超える施設を担当させていただくようになりました。時代の要請にいち早く応えた使命感と情熱、行動力が今の東セ協の礎となったようです。

時代は変わります。犯罪もまた、時代と共に新たな手口が加わり、とどまることを知りません。

コロナ禍でニューノーマルという言葉が浮上しています。リモートワーク。オンラインでの会議やセミナー。IT（情報技術）やAI（人工知能）を活用したビジネス環境。IoT時代の到来を予感する昨今のデジタル技術。同時に、サイバー空間での犯罪は不可逆的に増加の一途をたどり、リアル社会へ多大な影響を及ぼすようになりました。

2001年、金融機関強盗の認知件数は229件でしたが、2019年には13件に減少しています。一方、インターネットバンキングの不正送金等は、2018年は330件でしたが、翌2019年には1808件と激増しています。（警察白書より）

もはや銀行強盗は斜陽産業となり、悪意ある者たちはリモートワークで働き方改革を実現しているようです。

私たちは錠前や防犯設備をベースにしたセキュリティの専門家です。豊富な現場経験で培った効果的な防犯機器の選択や配置に加え、運用のノウハウや整理・整頓・清掃等、環境整備の大切さも知っています。犯罪機会論で脆弱性を評価し、防犯環境を整え維持管理するノウハウも持ち合わせています。日々、現場で、お客様の要望に応えながら、ハードを扱う「設備屋の機能」に加え「防犯屋のノウハウ」を身につけ進化を続けています。正常性バイアスという心理が安全対策や安全行動の阻害となったり、ハードに頼りすぎる対策は片手落ちでありソフト対策との併用が肝要であることは防災からも学びました。

世の中を見渡すと様々な分野で「安全・安心」が求められていることに気づきます。「防犯屋のノウハウ」を活用することで総合的にセキュリティ環境が向上したり課題解決につながる事例も増えています。

防犯の使命は、犯罪を未然に防ぐこと。

セキュリティの使命は、安全で平和な日常を維持すること。

時代は変わります。犯罪は多様です。しかし、私たちのミッションは変わりません。私たちは、今日までそして明日からも、皆様のご指導を賜りながら「東京の安全・安心」に貢献し続けたいと存じます。

「活躍する防犯設備士 ～時代に沿った情報発信を～」

岐阜県防犯設備協会 副会長
山田硝子商事株式会社 代表取締役
防犯設備士資格者番号 第99-5867号

山田 康雄



私が防犯設備士を取得した1999年当時、全国的に窃盗犯によるピックアップ犯罪が横行し、その対策として防犯性の高い錠前の開発が行なわれ、毎月のように新商品が発売されていました。また、防犯ガラスにも当時は「お見舞金制度」が存在し、万が一、お買い上げいただいた防犯ガラスが窃盗被害に遭った場合はお見舞金を補償するというものですが、それは裏を返せば、防犯ガラスの高い性能値への自信の表れでもありました。

また、当時は防犯に対する住民意識も高く、テレビ等でも防犯対策特集が多く生まれ、私自身も週末ごとにマンションや自治体での住民説明を依頼され、多忙を極めた時期でもありました。

では現在はどうか。

侵入犯罪数の統計を見ると、認知件数は減少傾向ですが、侵入手口は以前にも増して、荒々しく、また巧妙になってきた気がします。

先日テレビで放映されていた事件では、逮捕された侵入盗の所持品を調べた際に、被害に遭われた家の見取り図だけでなく、その家族、さらには近隣住民の行動パターンまでも記したメモが見つかったと報道されていました。

今、私たち防犯設備士は、改めて地域住民への防犯対策の呼びかけだけでなく、時代に沿った防犯性の高い商品をご提案し、薄れがちな防犯意識の向上につながる啓蒙活動に勤めねばならない時期に来ていると思います。

しかし、コロナ禍において、我々の活動形態は一変しました。

昨年、私の所属する岐阜県防犯設備協会が計画していた防犯イベントは、全て中止となりました。もちろん、地域における啓蒙活動として効果的な講演活動も同様です。

人が多く集まり、接するという機会は全て中止となり、全国の各協会の皆様も同様の結果ではなかったかと推察されます。

その中において、新たな情報伝達手段として注目されているのがyoutube等に代表されるSNSです。

今、私たちは、知りたい情報はすべてインターネットで検索する時代であり、私も及ばずながら、自社のyoutubeチャンネルを設立し、防犯対策や商品のご提案を行っています。

もちろん視聴回数や登録者数は、有名タレントや人気ユーチューバーとは比較にはなりません、それでも日々の傾向をみてみると、ありがたいことに着実に登録者と視聴回数は伸びています。

ちなみに弊社の場合は、防犯に特化したチャンネルではありませんが、2つのパターンをとっています。1つはテーマ毎に約8～10分の内容で、1ヶ月3回シリーズでお届けするタイプ。もう1つはお客様からのご質問や問い合わせに答える3分完結型のショートタイプです。

よろしければご視聴ください。



youtube



情報誌①KEEP ON T.R.Y



情報誌②Re-Life A-Life



情報誌③スマイル住まいる

ただ、SNSが主流の時代とはいえ、まだまだ紙媒体による情報発信も大切です。

そのため、弊社では現在、youtubeだけでなく、HPはもちろん、ブログや公式LINE@を行うと同時に、お得意様に配布する3種類の情報紙を通じ、デジタルとアナログの二刀流で最新情報を発信するよう心がけています。

youtube



ブログ



公式LINE@



ブログ「窓すま」



HP

また、改めて拝見しますと「防犯」をタイトルにしたyoutubeへの投稿は、大変多く存在し、各々が防犯として抑えるべき基本を守りながら、独自の視点から対策のご提案をされています。私も時には、そのようなチャンネルを視聴し、今まで自分の気づかなかった点を発見することもあります。

防犯設備士は、防犯のスペシャリストでなくてはなりません。しかし、一人の視点には限りがあります。時には他者に学び、さらに中身のある充実したアドバイスができればいいのではないかと思います。

さらにいうならば、防犯商品も、私が防犯設備士資格を取得した20年前に比べると大きな変化を遂げています。毎年3月に開催される「SECURITY SHOW」においても展示内容、商品コンセプト、そして防犯システム自体が大きく変わっています。

モノとモノを結ぶIoTのもっとも重要な役割は「見守り」と「防犯」であるといわれ、リモートによる「見守り」「監視」「管理」を主体とした、第三者に頼らない自己完結型の防犯システムが多く誕生しています。

私たち防犯設備士は、そういった新たな商品知識を学び、旧態然とした防犯対策から脱却し、時代に沿ったシステム構築、さらには提案をしていかねばならないと考えます。

その伝えかたの一つが、先に申し上げたyoutubeやFacebook、さらには各企業やそれぞれの会社におけるHPなど、SNSによる手段です。

以前のように、協会員が集まり、来場者を前に説明していく大規模なイベントは、今後、確実にその機会が減っていくでしょう。

それゆえ、今後はSNSを活用した、一人ひとりに届く「攻め」の伝達方法が望まれるのではないかと思います。

また、昨今、私は「防犯」だけでなく「防災」も併せた対策の必要性を提唱しています。

年々大型化する台風、また頻繁に起きる大型地震。これらに対する備えが、かつての「防犯特集」のように、テレビ等で多く報道されています。

平時にも有事にも使用できるものとして、「防犯商品」はそのまま「防災商品」としても考えていかねばならない時代ではないでしょうか。

人生100年時代といわれる中において、現在、各住宅メーカーが開発しているのは「レジリエンス住宅」と呼ばれる災害に強い住宅です。そのコンセプトとなるのが「健康」「防災」「エネルギー」「見守り」、そして「セキュリティー」です。

今後ますます直面する少子高齢化社会においても、より安全に、より安心な暮らしを届けるため、「セキュリティー」のプロとして防犯設備士は日々、新たな変化を学び、そして情報を発信し続けていく必要があると思います。

私たちにとっての「アタリマエ」が、地域住民にとっては「発見」となることを信じて。

総合防犯設備士制度20周年記念セミナー 【総合防犯設備士の活躍と防犯優良住宅認定制度の普及と促進】

3月10日(水)に東京ビックサイトで開催されたセキュリティショー 2021のリテール&セキュリティステージでのセミナーにおいて、公益社団法人日本防犯設備協会の総合防犯設備士委員会が、総合防犯設備士制度20周年記念としてパネルディスカッションを行ないましたのでご紹介いたします。

防犯設備士の上位資格として、2002年に創設された「総合防犯設備士」制度は、20周年を迎え、ますます活動の幅を広げてきたところです。防犯設備などのハード面にとどまらず、防犯システムにおける監理、監査、コンサルティングや防犯設備士の指導・育成など、ソフト面の幅を広げ活動し、本セミナーでは防犯優良住宅認定制度に関わる調査・研究について紹介されました。

【挨拶】

永井 健三氏 公益社団法人日本防犯設備協会 総合防犯設備士委員会 委員長

【パネルディスカッション】

コーディネーター：相川 隆氏

ミサワホーム総合研究所

テクノロジーセンター 防災・構造研究室 主幹研究員

1級建築士・総合防犯設備士

パネリスト：今井 俊博氏 警察庁生活安全局生活安全企画課 都市防犯対策官

藤満 弘氏 NPO法人福岡県防犯設備士協会 事務局長

青山 功氏 公益社団法人日本防犯設備協会

総合防犯設備士委員会 委員 1級建築士



【挨拶】

公益社団法人日本防犯設備協会 総合防犯設備士委員会委員長
永井 健三氏



今回は、お陰様で総合防犯設備士制度も20周年を迎えることとなりましたので、その歩みと今後の展望につきまして簡単ではありますが、ご紹介させていただきます。

・総合とは、役割、位置づけ

まず、総合防犯設備士とは何かと申しますと、一口に言う「難しい資格である」ということが第一に言え、防犯設備士の上位資格となります。ハードウェア一辺倒から総合的に防犯・セキュリティを考えることができる人財を育成し、設備はもちろん地域環境の問題も含め、防犯診断・監査・管理・コンサルティングができる人材のことを指します。第二に、防犯設備士の指導、育成といった2つの骨子を柱とし、総合的(多角的)な専門知識、判断力および応用力が求められているのが、総合防犯設備士という資格です。

これら2つの骨子を柱に、総合的(多角的)専門知識、判断力および応用力が求められています。同時に、高い使命感、倫理観、リーダーシップ、マネジメント力も求められています。

・登録者数の状況

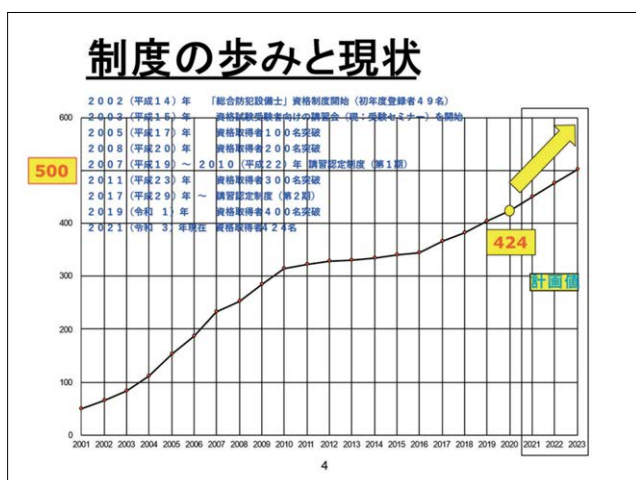
2021年3月1日現在424名、第三者機関が受験対策セミナーを実施するなど、受験者数もここ数年微増しています。この制度がスタートした当時から500人を目標にしてきました。500人の登録は、最小限の必要人数で、『数』は、躍動の為の必須事項となります。

・地域別登録者数2021年度中に

- ①登録済み総合防犯設備士を500名にする。
- ②総合防犯設備士不在県を無くす。

現在、新潟県、山梨県、長野県、鳥取県、徳島県、愛媛県の5県です。

後程報告があると思いますが、総合防犯設備士委員会の分科会として『防犯優良住宅認定制度』に取り組みます。全国レベルの活動を図るとき、不在県があってはなりません。



防犯優良住宅認定制度分科会の設置

2021年度から新たに

総合防犯設備士委員会の中に
防犯優良住宅認定制度分科会を設置

防犯性能に優れた住宅を認定する仕組みについて、マンション、アパート、戸建て、分譲、賃貸を問わず、同制度の普及促進の為の調査、研究、情報交換を行う。

「安全・安心なまちづくり」のために、各都道府県の防犯設備士(業)協会が実施している防犯優良住宅の認定制度があります。これらのうち、特に共同住宅で制度の浸透が進んでいる福岡県などの事例を紹介しながら、防犯設備士のかかわりから普及への取り組みのポイントを議論します。警察・ハウスメーカー・地域協会のそれぞれ

の立場から論及していただき、将来の安全・安心なまちづくりに向けた取り組みに必要なものは何か、防犯設備士・総合防犯設備士がこれにどの様にかかわり、貢献できるのかを、株式会社ミサワホーム総合研究所の相川隆様にコーディネーターをお願いして、ディスカッションいたします。短い時間ですが、来場の皆様にご有意義な提言となるよう、ディスカッションをさせていただきますので、宜しくお願い申し上げます。

【コーディネーター挨拶】

株式会社ミサワホーム総合研究所 領域創生センター暮らしIT研究室
主幹研究員1級建築士・総合防犯設備士
相川 隆氏



ミサワホーム総合研究所の相川と申します。よろしくお願ひします。私は、株式会社ミサワホーム総合研究所におきまして、防犯と防災の調査・研究開発に携わっております。

それ以前は戸建て住宅やアパートの商品開発をしておりました。

コーディネーター略歴紹介

- 株式会社ミサワホーム近畿 建設・設計部門
：構造設計(1986年～)
- ミサワホーム株式会社設計・商品開発・技術部門
：戸建住宅・
アパートの商品開発(1990年～)
- 株式会社ミサワホーム総合研究所
：防犯の調査研究開発(2005年～)
：防災の調査研究開発(2015年～)

2

防犯との係わり

【インハウス調査研究開発の主な分野】

- ・防犯製品に関すること
動向調査、破壊テスト
- ・普及に関すること
防犯専門ホームページ、カタログ、講習会、意識調査
防犯優良賃貸集合住宅ターリビング2016年～2019年
- ・犯罪被害実態把握に関すること
戸建住宅侵入調査、裁判事例調査
- ・建物や街路の防犯性能に関すること
街路と建物の特性に関する研究、防犯診断ソフト開発
低層賃貸住宅研究建築研究開発コンソーシアム20(3年)

3

「安全・快適で環境に重視した家づくり、街づくりを行う」これを経営理念の第一に掲げており、防犯性能の高い住生活の提案を総合的に提供できるようにするというのを一つの防犯に対するビジョンとして、調査研究開発の主な4分野や基本方針に進めております。

この度は、総合防犯設備士委員会内に防犯優良住宅認定制度分科会が設置され、警察からも共同住宅に関するご支援を頂けるということで、非常に期待を寄せております。それと同時に、機会がございましたらぜひご協力させて頂きたいと考えております。

本日のパネルディスカッションは、これに係わりの深い3名をお招きしましてお話を伺います。それでは、パネリストの紹介に移りたいと思います。

まず、順にお話をいただき、その後議論に移りたいと思います。

【総合防犯設備士の活躍と防犯優良住宅認定制度の普及と促進】

パネリストの紹介

- 1:警察庁生活安全局生活安全企画課
都市防犯対策官 今井 俊博氏
- 2:NPO法人福岡県防犯設備士協会
事務局長 藤満 弘氏
- 3:公益社団法人日本防犯設備協会
総合防犯設備士委員会 委員
1級建築士 青山 功氏

6

【パネリスト発表】

「最近の犯罪情勢と安全・安心なまちづくりに係る取組」

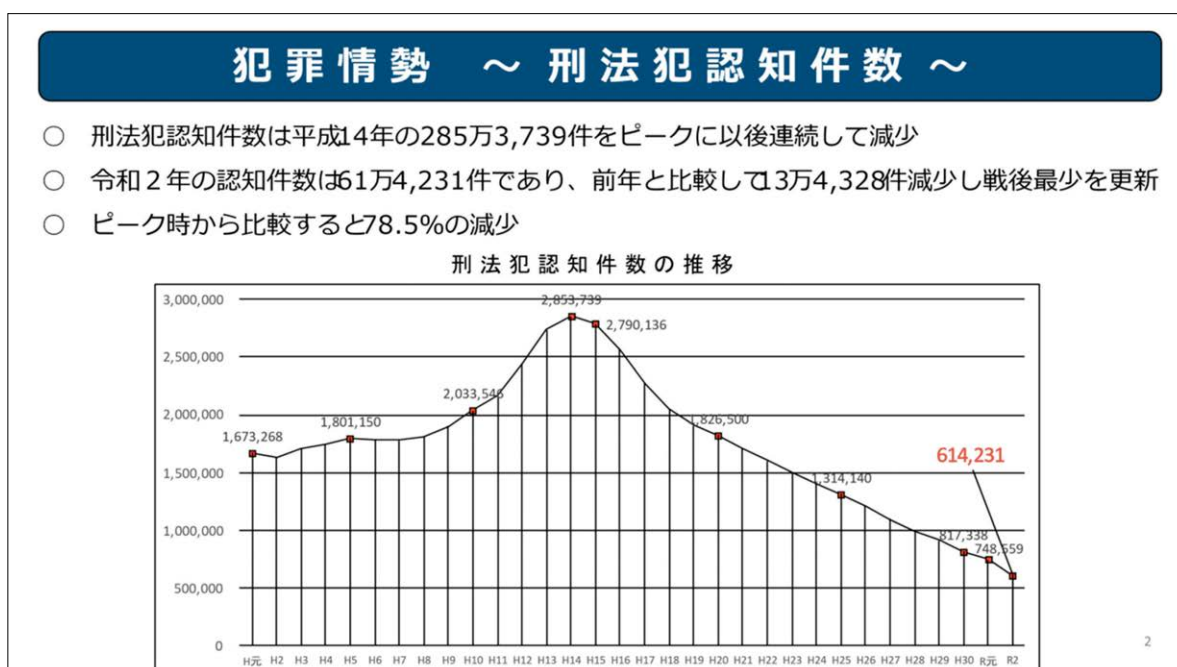
警察庁生活安全局生活安全企画課 都市防犯対策官
今井 俊博 氏



■犯罪情勢

・最近の犯罪情勢

まず初めに刑法犯認知件数の推移からご説明いたします。平成元年の刑法犯の認知件数は1,673,268件でしたが、平成14年にピークを迎え、2,853,739件もの犯罪が発生しておりました。このように犯罪が多発したことから、平成15年には政府が犯罪対策閣僚会議を設置し様々な犯罪対策を施す一方、防犯ボランティアの方々の方々の活動の増加など、警察だけでなく日本全体で犯罪を減少させるための取り組みが行われました。その結果、刑法犯の認知件数は年々減少しており、令和2年の認知件数は614,231件と、ピーク時から比較すると78.5%と大きく減少し、戦後最少を更新しております。



・侵入窃盗認知件数

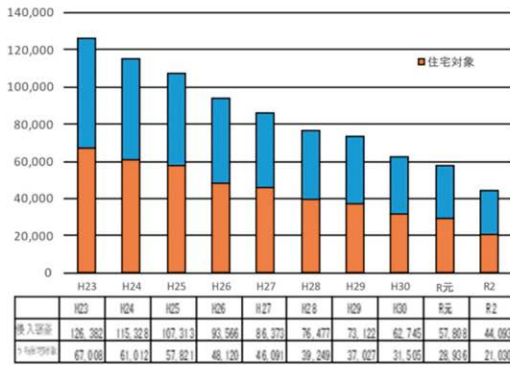
認知件数については年々減少傾向にあります。これは対ピッキング性能の高い施錠設備などの防犯性能に優れた建物部品の普及も認知件数の減少に繋がっていると考えております。

令和2年の認知件数は44,093件、その内住宅対象3手口（空き巣、忍込み、居空き）の認知件数は21,030件であり、こちらは侵入窃盗の約半数を占めています。また、空き巣については減少の幅も大きくなっており、忍込み、居空きについては元々の認知件数もそこまで大きくはありませんが、減少幅も大きくはありません。また、忍込みについては年ごとの増減も見受けられているところかと思えます。これらのことを鑑みても、引き続き、侵入盗対策について推進していかなければならないという風に考えております。

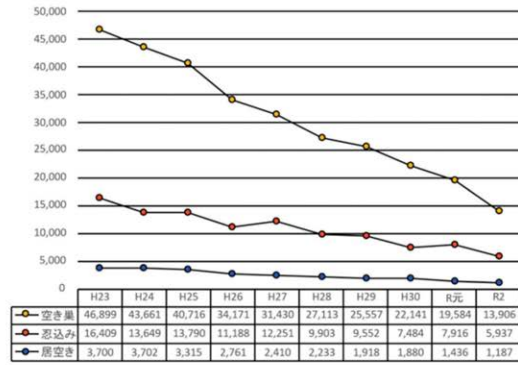
犯罪情勢 ～ 侵入窃盗認知件数 ～

- 令和2年の侵入窃盗の認知件数は4万4,093件であり前年と比較して1万3,715件減少
- 侵入窃盗のうち住宅対象3手口の認知件数は2万1,031件であり前年と比較して7,906件減少

侵入窃盗認知件数の推移



住宅対象侵入窃盗手口別認知件数の推移



■安全・安心なまちづくりに関わる取り組み

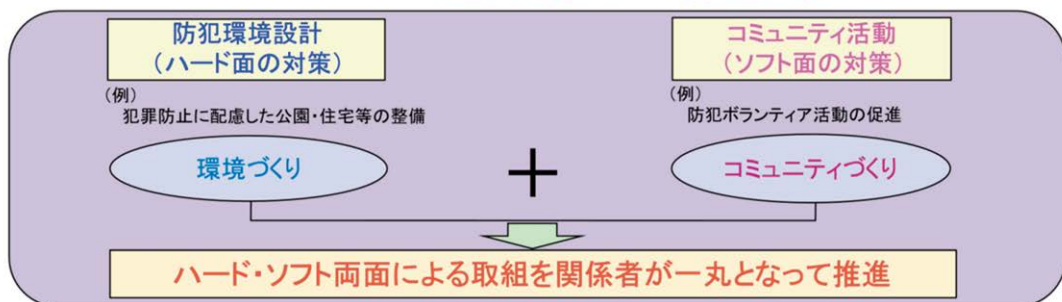
・安全・安心まちづくり推進要綱

犯罪を減らすために、警察庁では犯罪に遭いにくいまちづくりを推進するため、「安全・安心まちづくり推進要綱」を定め、安心安全なまちづくりへの取り組みを進めています。安全・安心まちづくり推進要綱は犯罪が多発していた平成12年に策定しており、その後平成18年、平成26年、令和2年に改正を行っております。

基本的な考え方として、二つの面からアプローチを行っています。防犯環境設計といったハード面の対策と自主防犯活動などのソフト面の対策を組み合わせ、安全・安心まちづくりを推進していくものとしております。

安全・安心まちづくり推進要綱 (平成12年策定、平成18年・26年・令和2年改正)

防犯環境設計の考え方を取り入れた「安全・安心まちづくり推進要綱」を策定し取組を推進



- 「道路、公園、駐車場、駐輪場等の整備・管理に係る防犯上の留意事項」
 - ・ 照度や見通しの確保、ガードレールや植栽・柵等の設置による接近の制御、防犯カメラの設置
- 「共同住宅に係る防犯上の留意事項」
 - ・ 共用部分：照度や見通しの確保、エレベーター内の防犯カメラの設置 等
 - ・ 専用部分：防犯建物部品の設置 等

・「安全・安心まちづくり推進要綱」の主な改正点

1 「安全・安心まちづくり」の意義

安全・安心まちづくりの意義とは、「犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進し、もって、国民が安全に安

心して暮らせる地域社会とするための取り組み]を行うことにあります。

昨年の改正では、自治体、学校等の関係機関、自治会、業者団体等の関係団体等の連携と、犯罪防止に配慮した環境設計を行うとともに、地域の住民や事業者等による多様な自主防犯活動支援するといったことを明記させて頂きました。これは、ハード面の対策のみならず、自主防犯活動といったソフト面の対策についても比重を拡大し、強調したという形になります。

「安全・安心まちづくり推進要綱」の主な改正点

1 「安全・安心まちづくり」の意義

「安全・安心まちづくり」とは

- ・ 自治体、学校等の関係機関、自治会、事業者団体等の関係団体との連携
 - ・ 犯罪防止に配慮した環境設計を行うとともに、地域の住民や事業者等による多様な自主防犯活動を支援
- 犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進し、もって、国民が安全に、安心して暮らせる地域社会とするための取組

8

2 自治体、地域住民、建築業界等と協働した安全・安心まちづくりの推進

街や建物・施設の構造等は犯罪防止に配慮したものにするハード面の対策と地域の住民や事業者による自主的なパトロール、防犯に関する広報啓発等のソフト面の対策を効果的に組み合わせ実施することや、昨今の政府の流れの中で情報のオープン化というものを進めておりますが、警察が保有する犯罪発生情報等の活用により、自治体、地域住民、事業者等が効果的な防犯対策を推進できるよう助言すること等を追加しています。

「安全・安心まちづくり推進要綱」の主な改正点

2 自治体、地域住民、建築業界等と協働した

安全・安心まちづくりの推進

- ・ 街や建物・施設の構造等を犯罪防止に配慮したものにするハード面の対策と、地域の住民や事業者による自主的な防犯パトロール、防犯に関する広報啓発等のソフト面の対策を効果的に組み合わせ実施すること
- ・ 犯罪発生情報等の活用により、自治体、地域住民、事業者等が効果的な防犯対策を推進できるよう助言すること

9

3 自治体の「まちづくり計画」等への反映

デベロッパーを中心に都市計画、都市再開発計画、大規模団地造成計画等の策定や道路の新設・改良のみならず、広くまちづくりに関する計画の策定・見直しや道路、公園、駐車場、駐輪場等の新設・改良の際に、計画の段階から防犯を組み込んでいくということを謳っております。これは防災や産業の活性化、まちの活性化という計画の段階から、防犯もしっかりと考えていくことを示しています。まちを作った後

から防犯をとった形の場合、導入することが難しくなることも考えられますが、計画の段階から防犯を組み込むことによって、まちそのものに対する防犯性能を高めていくといったところを明記させて頂いております。この実効性を高める手段として自治体関係部局等との連携が関わってきます。

4 自治体関係部局等との連携

定期的な情報交換を行う等により、安全・安心なまちづくりを推進する担当者が、自治体関係部局、建築業者(団体)関係業界等と実効ある連携関係を構築することを謳っております。

「安全・安心まちづくり推進要綱」の主な改正点

3 自治体の「まちづくり計画」等への反映
都市計画、都市再開発計画、大規模団地造成計画等の策定や道路の新設・改良のみならず、広くまちづくりに関する計画の策定・見直しや道路、公園、駐車場、駐輪場等の新設・改良の際に安全・安心まちづくりに取り組む。

4 自治体関係部局等との連携
定期的な情報交換を行う等により、安全・安心まちづくりを推進する担当者が、自治体関係部局、建築事業者(団体)等関係業界等と実効ある連携関係を構築する。

10

5 共同住宅を対象とした取組

管理組合等の施設の管理者等の理解を得て、協働して施設内の防犯の向上に取り組むことが必要であるということと、本日の主題にも大きく関わってくる「共同住宅の防犯性能に関わる認定の仕組みを効果的に活用する」という二点を明記しております。

「安全・安心まちづくり推進要綱」の主な改正点

5 共同住宅を対象とした取組

- ・ 管理組合等の施設の管理者等の理解を得て協働して施設内の防犯の向上に取り組むことが必要である。
- ・ **共同住宅の防犯性能に係る認定の仕組みを効果的に活用する。**

11

・共同住宅の防犯性能に関わる認定の仕組みを効果的に活用

これまで安全・安心まちづくりを推進していく上で、建物錠の防犯性能表示制度の実施、防犯性能の高い建物品目録の公表等により、住宅分野における防犯性能の水準の向上を図り、ある一定の成果は上げてきていると考えております。更に犯罪の件数を減らしていくため、警察庁といたしまして、共同住宅の防犯性能に関わる認定の仕組みを位置付けさせて頂きました。これが「防犯優良マンション認定制度」や「防犯優良住宅認定制度」

といった制度になります。これらを上手く活用していくことが重要であると考え、安全・安心まちづくり推進要綱に新たに明記させて頂いております。

安全・安心まちづくり推進要綱への
 「共同住宅の防犯性能に係る認定の仕組みの活用」の追加

建物錠の防犯性能表示制度の実施、防犯性能の高い建物品目録の公表等により住宅分野における防犯性能の水準の向上が図られてきた。

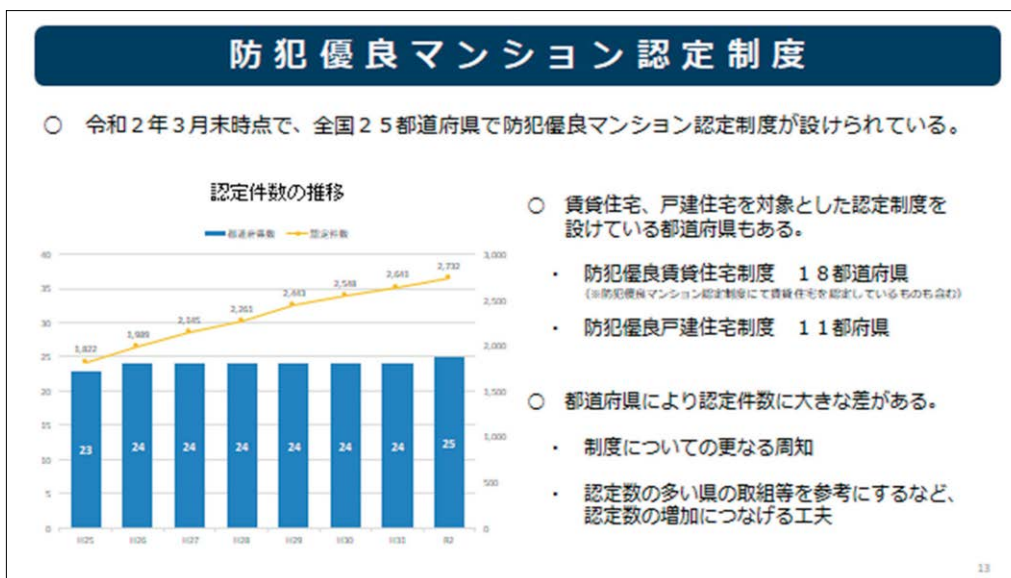
今後、共同住宅の防犯性能をより一層向上させるためには、認定の仕組みを効果的に活用していくことが重要。

12

・防犯優良マンション認定制度

令和2年3月末時点で、全国25都道府県で防犯優良マンション認定制度が実施されています。認定の件数は年々増加傾向にあり、昨年は2,732件が認定されております。また、マンション以外にも賃貸住宅や戸建住宅の防犯優良認定制度を設けている都道府県もあり、防犯優良賃貸制度については18都道府県、防犯優良戸建住宅制度については11都道府県となっております。認定を得るためには一定のコストもかかりますが、犯罪に強いという意味は安全・安心というブランドに繋がりますので、こういった認定制度の推進を今後も図っていきたいと考えております。

建物を新築する都度、或いは改良する都度、こういった認定していく取り組みを活用して頂き、犯罪減少を更に後押しする形で安全安心のインフラを増やし、我が国としての安全性を高めていきたいと考えております。



・防犯性能の高い建物部品の開発・普及

現在、空き巣などの侵入犯罪対策として、犯罪者が侵入を断念する5分以上の時間を要するなど、一定の耐久性を備えた防犯性能が高い建物部品（CP部品）の開発・普及を官民で連携して推進しております。令和2年3月末時点で目録登録数は17種類（3,416品目）が認定されております。CP部品につきましては、公益財団法人全国

防犯協会連合会のWEBサイトにて掲載させて頂いております。また、警察庁のWEBサイトでもスマイル防犯110番というものが、侵入犯罪対策の広報啓発を進めさせて頂いております。お時間がある時にご覧になって頂き、皆様も犯罪に強い建物づくり、更には犯罪の起きにくいまちづくりに引き続きご協力頂けますよう、お願いいたします。

防犯性能の高い建物部品の開発・普及

○ 空き巣などの侵入犯罪対策として、**防犯性能の高い建物部品の開発・普及**を官民で連携して推進。

平成14年11月:「**防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議**」の設置
 →警察庁、国土交通省、経済産業省、建物部品関連団体(※)により構成
 (※日本ロック工業会、日本サッシ協会、日本ウインドウフィルム工業会、板ガラス協会、日本シャッター・ドア協会)
 →防犯性能基準を策定し、**侵入までに「5分」以上を要するなど一定の防犯性能を備えた部品**(ガラス、錠、ドア、サッシ、ウインドウフィルム等)を開発、審査

平成16年4月:「**防犯性能の高い建物部品目録**」公表開始
 (<http://www.cp-bohan.jp/>)

平成16年5月:共通標準(CPマーク)を制定

目録登録数: 17種類 3,416品目
(令和2年3月末現在)

犯罪者が侵入をあきらめる時間
【5分以内が約7割】

<出典:防犯市防犯研究センター>

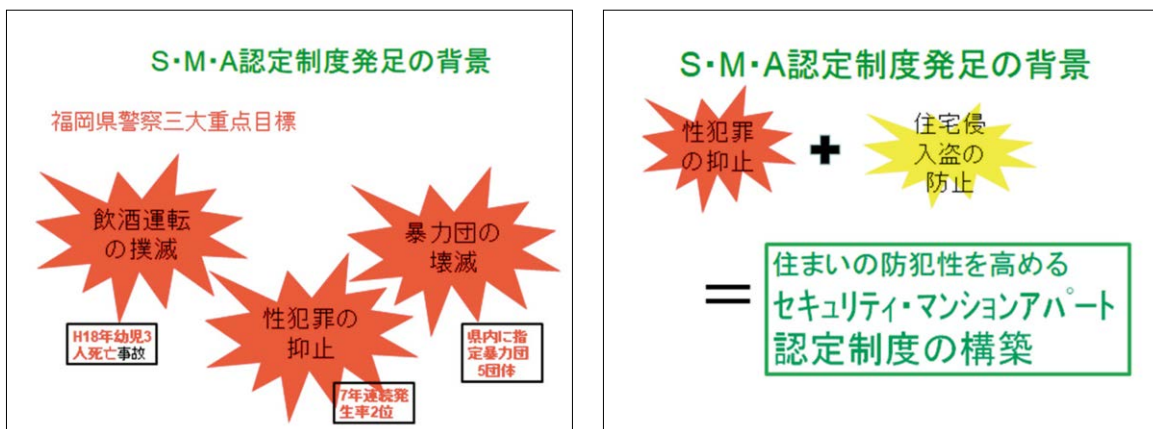
【パネリスト発表】福岡県の事例のご紹介
「セキュリティ・アパート認定制度」

NPO法人福岡県防犯設備士協会 事務局長
藤満 弘 氏



・S・M・A認定制度発足の背景

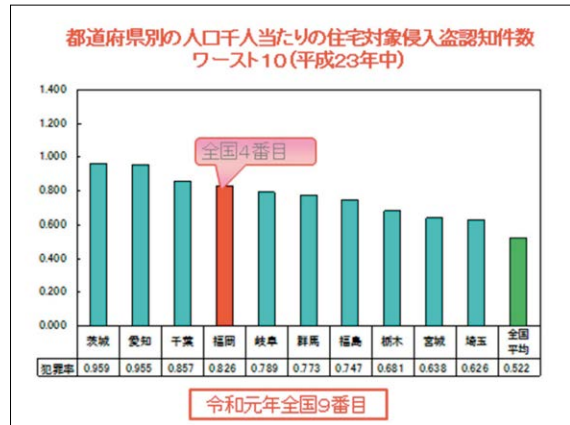
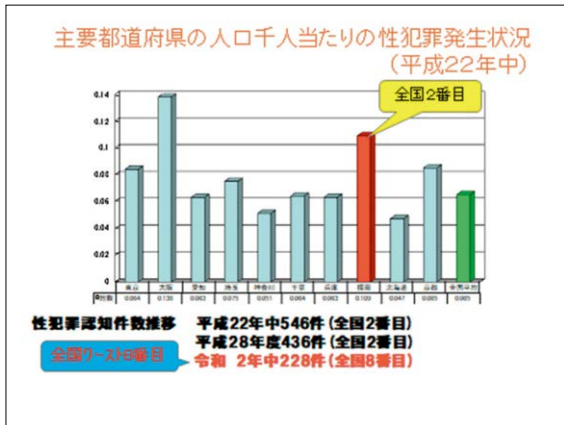
私共は平成23年に全国で初めてセキュリティ・マンション・アパート認定制度を進めて参りました。いきさつと致しましては、福岡県警察の三大重点目標として飲酒運転の撲滅、性犯罪の抑止、暴力団の壊滅を掲げており、そんな中で福岡県防犯設備士協会としても何か助力できないかということで福岡県警の生活安全部の方々と相談しながら、性犯罪が起きやすい賃貸共同住宅、それもどちらかというとな防犯が脆弱なアパートと称される建物の認定を進めて参りました。



・福岡県の性犯罪と侵入盗認知件数

福岡県の性犯罪の発生率は平成22年～平成30年までの間、全国で2番目に多く、そういった中でこの制度を始め、令和1年には全国で5番目。翌年の令和2年には全国で8番目まで性犯罪の発生率を下げる事ができまし

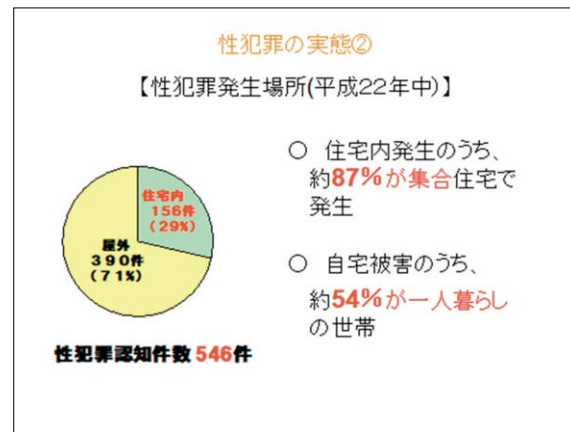
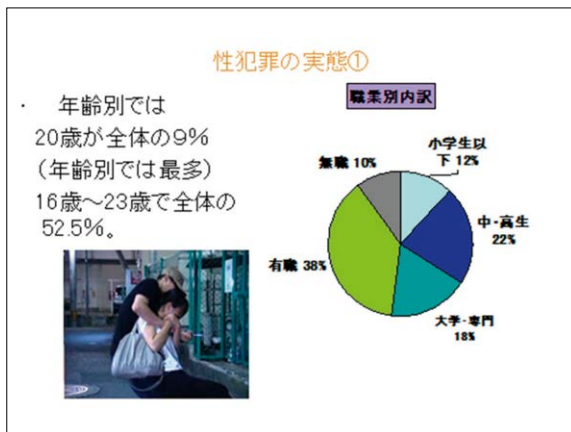
た。一方、住宅侵入盗の認知件数は平成23年時、全国で4番目に侵入盗の認知件数が多く、こうしますと福岡県は危ないというイメージがあるかと思いますが、セキュリティ・マンション・アパート認定制度を進めることによって、こういった犯罪も減少傾向にあり、令和1年には全国で9番目にまで犯罪件数が下がっています。



・性犯罪の実態

当時の性犯罪の実態は、年齢別にみますと20歳が全体の9%、16歳～23歳が全体の52.5%を占めています。これは初めて寮生活や一人暮らしを始める年代の方達であり、そういった方達が非常に多く性犯罪の被害にあっているということが実態としてありました。

また、性犯罪の発生場所と致しましては、住宅内発生のうち、約87%が集合住宅で発生しており、自宅被害のうち、約54%が一人暮らしの世帯で発生しております。



・認定制度の発足

こういった経緯のもと認定制度を始めました。一定の基準をクリアし、認定された建物には防犯優良認定のパネルを交付しており、目立つ箇所に掲示して頂いております。

全国初の認定制度の発足

- 1 安く認定
- 2 速やかに認定
- 3 より多く認定

認定の歩み

- H22年10月 セキスイハイム九州で福岡県警・防犯設備士協会 指導の防犯アパートを発売
- 23年5月 推進委員選任
 - 福防設 4名
 - 福岡県警 2名
- 23年7月 福岡県説明会実施
- 24年1月 福岡県第1号認定
- 27年7月 佐賀県説明会実施
- 27年11月 佐賀県第1号認定
- 28年6月 福岡県第100号認定
- 30年8月 福岡県第200号認定
- R元年6月 セキュリティマンション・アパート認定制度に改称

・後援機関と開始日

後援機関と開始日		
機関	開始日	
福岡県警察	H23年7月	発足時
福岡県	H23年7月	発足時
福岡市	H26年3月	
北九州市	H26年4月	
佐賀県警察	H27年7月	発足時

・認定件数の推移

認定件数の推移		
年度	件数	
H23	6件	
H24	10件	
H25	8件	
H26	10件	
H27	42件(3件)	佐賀県スタート
H28	75件(3件)	
H29	45件(2件)	
H30	15件(0件)	
R1	10件(1件)	
R2	10件(1件)	
累計	231件(10件)	

・申請会社

申請会社
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大和ハウス工業 ・ セキスイハイム九州 ・ 積水ハウス ・ 上村建設 ・ 九州八重洲 ・ かなぜん建設 ・ 愛和 ・ コンダクト ・ 福防設会員

・今後の取り組み

アパートに住んでいる方が多い大学や病院の人事や学生課に福岡県警様と協力して入居を進めております。また、学生課の売店等で学生のアパートの斡旋などをしておられるかと思いますが、そういった際に認定した物件にできるだけご入居頂けるよう、学校が指定するアパートは家主様にできるだけ認定を請けて頂くよう働きかけをしております。最終目標と致しましては、全ての賃貸住宅の防犯性能が向上することを掲げております。

正直に申し上げますと、現状の普及率は68万戸と0.2%の割合です。これをなんとか普及率が大幅に上がる3%程度には向上させたいと考えております。そのためには警察機関や県の協力が必要不可欠であり、これからもお互いに尽力していければと思っております。

今後の取り組み計画

- 1: 従来よりの普及活動の継続と新規チャンネルへ制度の説明。
(アパート:大学学生課、病院人事課等)
- 2: 実施県協会との連携による拡大(相乗効果)基準の一元化。
- 3: 未実施の九州各県協会に制度立ち上げの応援。
- 4: 既築アパートへの制度普及活動。(不動産管理会社)

最終目標: すべての賃貸共同の防犯性能の向上

【パネリスト発表】

「その他都道府県の取り組みの紹介と 防犯優良住宅認定制度分科会の設置」

公益社団法人日本防犯設備協会 総合防犯設備士委員会 委員 1級建築士

青山 功氏



先程ご紹介頂きました福岡県の他にも全国22箇所の都道府県に同様の制度がございます。具体的にはマンションについては25都道府県、賃貸住宅では18都道府県、戸建てについては11都道府県において実施されているという事でございます。

活動の実態はさまざまで、実績を伸ばしているところだけではなく、なかなか認定件数が伸びなかったり、これから新たに始めるといったところまであります。いくつか紹介させていただきます。

・京都府

京都府は、大学生を始めとした一人暮らしの若い女性が多く住む賃貸マンションでの性犯罪被害などを防止する目的で、警察、民間、大学が一体となった制度を作っております。

実際に京都の場合は一類、二類に分けて基準を作成しております。他にも防犯モデル分譲マンション認定制度というのもあります。京都の場合は官民、大学、これが一体となってオール京都という形で学生減少対策の一助としております。

・三重県

三重県では、この4月から新たに戸建ての認定を始めたところで、こちらも県警の後援をいただいております。

・山口県

山口県では、すべての建物を対象としており、住宅以外に事業所も含んだものとなっており、「BEST認定」と呼ばれる犯罪防止の4原則を取り入れた基準となっております。



・宮城県

宮城県は、東北初の認定制度として、県と県警の推奨を受けまして、昨年2月13日に説明会を開催したところですが、実績は無いとのことですが、今後を大きく期待されるようです。



・東京都

私の所属する東京でもNPO法人東京都セキュリティ促進協会で『東京防犯優良賃貸住宅認定制度』を立ち上げております。また、東京防犯優良マンション登録制度にも力を入れてきました。

東京都の新たに賃貸住宅の制度の場合は、入居者が防犯ホットライン（相談窓口）を24時間利用できます！などのメリットがあり、これはのぞきや、つきまといなどの相談を受け、必要に応じて警備員が緊急出動することも可能となっております。



・防犯優良住宅認定制度分科会の設置

2021年度から総合防犯設備士委員会の中に、新たに防犯優良住宅認定制度分科会を設置致しました。この分科会では、これらの先行都府県の基準や運営ノウハウの共有から始め、既築案件や、オーナーへのプロモーション等も検討する予定です。日防設ではホームページの中でも制度を紹介しております。今回ご紹介できなかった都道府県の活動等もご覧になれますので、ぜひともホームページを閲覧して頂き、認定制度に対する理解をより深めて頂ければと思っております。

防犯優良住宅認定制度分科会の設置

2021年度から新たに

総合防犯設備士委員会の中に
防犯優良住宅認定制度分科会を設置

- ・マンション⇒アパート、戸建て
- ・アパートから始める協会
- ・基準・運営ノウハウ等の共有
- ・既築案件の開拓
- ・コストとランク付け
- ・オーナー、入居者へのプロモーション

協会ホームページでは



ここでは紹介しきれなかった都道府県の活動をご覧になれます。

【パネリスト発表】

「住まいのセキュリティデザイン」

株式会社ミサワホーム総合研究所 領域創生センター暮らしIT研究室
主幹研究員1級建築士・総合防犯設備士
相川 隆氏



株式会社ミサワホーム総合研究所では、以下の5つのステップで研究を進めておりました。

1：被害の実態

まず、被害の実態を知ることです。被害防止の為に有効な情報の確認をするものです。

2：侵入盗の視点

建物と敷地に防犯性能を組み込むための妥当性のある支店の検討及び確認をするものです。

3：セキュリティデザインの基本と具体策

物理的な防犯対策を、敷地と建物に組み込む

4：人の出入りをエリアでコントロール

侵入経路上の防犯対策を、配置計画に組み込む

5：セキュリティデザインの展開

建物から道路方向への自然監視機能を、建築計画に組み込む

1：被害の実態

被害防止のために有効な情報の確認ということで、私共は中々そういった情報を得られないものですから、有効な情報を得るために試行錯誤を重ねております。例えば裁判等の事例を調べ、犯行の要因として無施錠が多いといったことやどのような手口が多いのかなどを調べています。その中で被害者の方がどのようなことを考えられているのか、その後どういう風になってしまったのか、ということも調べています。共同住宅であれば不安なので引っ越しをしなければならないということになり、被害者の方もオーナー様も大変な痛手となります。侵入盗被害者の心的状況に

■ 文献確認 侵入盗被害者の心的状況①

＜被害者の心理・行動・日常生活への影響＞

- ・鍵がきちんとかかっているかどうかいつも心配 (94.5%)
- ・泥棒に入られないかより不安になった (79.9%)
- ・人の足音が気になるようになった (59.4%)
- ・家族が一致団結した (50.3%)
- ・よく眠れなくなった (39.9%)
- ・やり場のない怒りを感じるようになった (35.4%)

再被害に遭う不安感を訴える人が増えた

出典：侵入盗の被害者に関する研究(1995) (財)社会安全研究財団
 参考：小林寿一・斎藤秀明 侵入盗被害者の被害後の不適応に関する研究 1995 科学警察研究所報告

については研究があり、被害に遭われると生活に関する不安感が増大したという結果が出てきております。

2：侵入盗の視点

対策を講じる上で犯罪者の視点を知るということも必要となってきます。情報を取るという意味でこちらも集めており、具体的な考え方としては入りやすい家を見分けられる、ということが挙げられます。それに加えガラス破りなど開口部を破る技術を持っている、逃げやすい手順(ルート)を知っているということも犯行を可能にする要素としてあります。

私共はその中の入りやすい家というのはどんな家であるのかということに重点をおいて調べています。

■ 侵入盗の行動イメージ②

< 犯行を可能にする要素 >

- ・スキルがある
- ⇒ ・具体的な行動手段(能力)をもつ
- ⇒ ・入りやすい家を見分けられる
- ⇒ ・ガラス破りなど開口部を破る技術をもつ
- ⇒ ・逃げやすい手順(ルート)がわかる

参考：水田恵三 犯罪に挑む社会心理学 2002 北大路書房

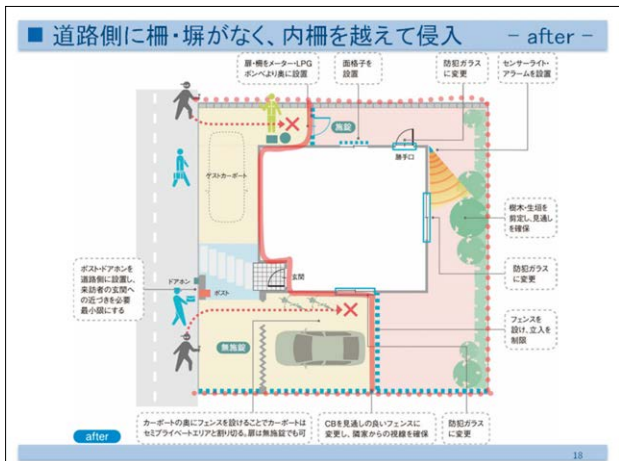
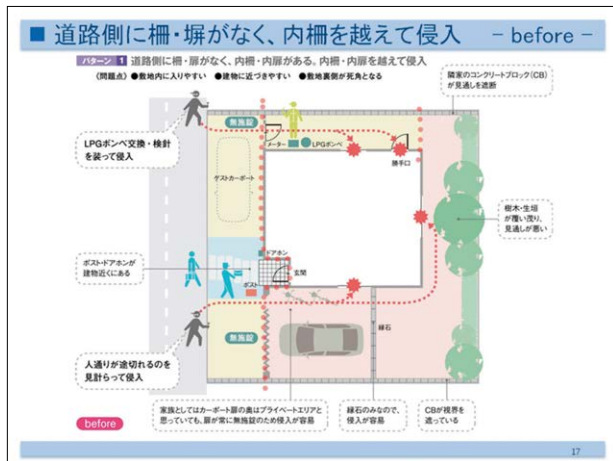
3：セキュリティデザインの基本と具体策

例えば、普通は玄関から家の中に入りますが、敷地内の見通しの悪い側面への回り込みはどうかということを見ております。敷地内の見通しの悪い箇所の防犯をどうすればいいのかと申しますと、回り込みの防止のために柵や錠を設置、入られたら気付くような仕掛けを施すことを複合的に取り入れることが挙げられます。また、侵入盗では勝手口からの侵入も多くあります。これには建具の強化や、防犯カメラの設置が必要となってきます。そして、侵入盗で最も多いのが吹き出しサッシからの侵入です。庭があってプライバシーも保護しつつ周りから見えない環境というのが多いですが、やはりサッシの強度を上げる以外にも防犯灯の設置や見通しの悪い木の剪定などをして防犯のために見通しをよくする作りにして頂ければと思います。



4：人の出入りをエリアでコントロール

今までは開口部や侵入経路を阻止することを考えておりましたが、更に踏み込んだお話をさせていただきます。よく道路に扉がない、門扉がないといった建物もあります。こういった建物の場合、人通りが途切れるのを見計らって侵入されることや、ボンベの交換や検針などを装って侵入されるケースが多くあります。これを防止するために、誰でも入れるような箇所と住民の方だけが使う庭や家の中の区画をはっきり分けることが重要なポイントになります。



5：セキュリティデザインの展開

建物のセキュリティを固めたら、次はその周りの道路環境をどうしていくかということにも踏み込めればと考えております。ある犯罪が多発していた街路調査の結果を見ますと、建物から道路が見えないような環境であったり、あるいは植栽が生い茂っていたりということがありました。見通しを確保するために視線の遮断を防ぐ、見通しの状態を保つなどの改善に配慮すべきかと考えます。

また、より狙われにくい住宅街にするためには、防犯環境設計を整備する必要があります。建物の視認性や街路の視認性、接近制御などを考慮することにより、見通しのいい環境に変わっていきます。夜間に関しても、家の中から灯りがもれてきて女性の方が一人で歩いてもそれほど不安感を感じない、呼べば誰かが助けてくれるというような環境に変えることが可能であると考えております。こういったところが今後共同住宅あるいは対策官からお話がありました道路関係の防犯性能等に展開できればという風に思っております。



「ディスカッション」

(相川) 以上、御三方の皆様に関わる取り組み事例等、色々紹介させて頂きました。これらを踏まえてディスカッションに移りたいと思います。

まず、警察庁から今井対策官にうかがいますが、今回の安全安心まちづくり要綱の改正のポイントに『共同住宅の防犯性能に係る認定の仕組みの効果的な活用』とありますが、警察はどのように地域協会や認定制度に係わりを持たれるのでしょうか？

(今井) 今回の安全・安心まちづくり推進要綱の改正にあたり、その考え方として制度の上について警察そして継続的に必要な支援を行うこととしております。先程、藤満さんと青山さんからご紹介がありましたが、まず福岡県と京都府はだいぶ安全安心なまちづくりが進んできているかと思えます。このように犯罪が減少してきている都道府県もありますが、引き続き犯罪が減るように支援すると共に、宮城県、三重県などの新たに発足してきている県についても認定制度が軌道に乗っていくよう、実施主体に任せきりにすることなく警察としても継続的に関わっていくことが重要であると考えています。

また、幅広に犯罪情勢を分析し、必要な犯罪情報を提供させて頂くと共に、新たな基準等も今後必要となりましたら我々としても検討させて頂きたいと思えます。認定制度の防犯上の効果についても、警察の視点で検証していく必要があるかと考えております。認定制度の効果的運用に向け、継続的な支援を行っていききたいという風に私共は考えております。

(相川) 認定制度の防犯上の効果というのを検証して頂き、それを共有して頂けるのは非常にありがたいことだと思っております。実際に制度を運営している福岡県での、活用はいかがでしょうか？

(藤満) 福岡県の場合はどちらかという警察主体でスタートしたということもあり、非常に強力的に取り組んで頂いております。認定審査を現地で行う際にも、地元の警察署の防犯係の方に立ち会って頂き、ほぼ全件そのような対応となっております。そうすることによってハウスメーカー様やオーナー様も「うちは警察が来て調べてくれた」ということで安心感を覚えて頂けるという効果があります。また、地元のメーカー様には私達が赴きますが、中々お話を聞いて頂くことが難しいのですが、福岡県警は積極的に様々なハウスメーカー様に亘りをつけて下さり、つい先日は地元の住宅部門を持っているガス会社様のトップの方をご紹介頂きました。こちらはマンションタイプですが、全件認定を受けようというお約束を頂いております。ですので、福岡県の場合は警察の後押しが非常にあって助かっております。

(相川) ありがとうございます。警察官の立ち会いが制度の信頼に関わるということで、もっともなことだと思います。青山様、他の地域についてはいかがでしょうか？

(青山) 警察官が審査に立ち会うというところは、福岡だけだったと思いますが、まず、他の都道府県においても、後援など様々な関与はされているという形で認識させて頂いております。

(相川) 警察官の立ち会い等、県警からの後押しを頂いております中で、実際の普及状況というのはいかがですか。藤満様。

(藤満) まだ賃貸住宅からすると0.2%程度の普及率ではあります。ですので、より増やしていかななくてはならないということで、様々な取り組みをしているところであります。1つ、私が考えているのはアパートだけでなく、防犯設備士や防犯設備士協会、防犯設備士の資格など、防犯に対する認知度を高めるため、福岡県内のローカルのマスコミに防犯のプロを育成しませんかという投げかけをしております。気象予報士が天気予報を番

組内でお伝えするのと同様のシステムを、防犯のプロを育成し彼らが自分の声として発信して下されると、防犯に対する認知が高まるのではないかと考えております。今年の防犯設備士の試験の際、1名ローカル局のテレビのディレクターが合格しております。おそらくマスコミ関係の方が防犯設備士の資格を取得したというのは全国で初めてのことかと思っておりますので、せっかくなら今までは違った試みを行っていきたくと考えております。

(相川) 初めてお話をお聞きました。情報発信力のあるマスコミ関係の方にも、警察の方と一緒にタイアップして頂きお話を頂くことが、更に防犯が発展する大きな力になればと思っております。普及が思ったように進んでいない県もあり、あるいはこれから取り組んでいくという県もある中で、警察の目から見て各県の普及についてはどの様にお考えでしょうか？

(今井) 先程お話がありました、いくつかの府県では先進的に取り組まれており、制度の認定が飛躍的に進んでいるところもございます。そういったところをトップランナーとして他の都道府県についても拡大していくことが重要であると考えております。私からもお話させて頂きましたが、まだまだ窃盗等の犯罪が起きている状況にありますので、引き続き減少させるという意味で認定制度を活用して頂き、より多く犯罪を減らしていくことを目指したいと思っております。

今後、高齢化社会等を迎えていきますが、そういったことを考えた際、安心してご家族の方が生活できる住宅が、住まい選びのキーワードになっていくだろうと思っております。そういう意味でも制度が適切に継続できるよう、警察としても力を入れていきたいと考えております。

(相川) ありがとうございます。制度を作ってはいるが中々呼び込めないといったことが認定制度のネックになってくると思っています。そういう意味で警察の方々の情報発信力や連携力というものが、益々大きな力になってくるのではないかと思います。それと同様に地域の実情を熟知している防犯設備士の方が一緒に協力して進んでいくというのが大事になってくるのだろうと考えております。

今回の福岡県のお話は共同住宅が主でしたが、全国では戸建て住宅なども含めた新たな制度というものも構築されてきていると伺っております。青山様にお伺いしたいのですが、認知件数のデータが減少傾向にあるという中で、そうはいつても共同住宅、戸建て住宅どちらも安全安心を担保する制度がより益々必要になってくるという風に思いますが、こういったご意見をお持ちでしょうか？

(青山) まず普及にはコストの問題があります。私が設計しているマンションでもここが最も手腕が問われるところがあります。総合防犯設備士委員会の中でも分科会を設置し、上手くいったことや問題点などの情報の共有を行うことで、隅々まで情報が流れて行くのではないかと考えております。例えば基準というのはそれぞれが正論であります。これをやった方がいい、あれをやった方がいいという提案は防犯の観点から言えば全てが正論であると言えます。しかしながら、ハードルをあまりにも上げすぎると住環境やコストの面に影響が出てしまいます。防犯性能として有効であることも大切ですが、一番はそれが地域にとって本当に必要な基準なのかということであると考えます。そういったところを地域と話し合いながら、いい着地点を見つければ上手くいくのではないかと考えております。そうすることによって費用対効果や居住性も考えられたその地域に合った制度になっていくのではないのでしょうか。こういった考えが、これから新しい制度をどんどん作っていく中で、最も肝心なところではないかという風に考えております。

(相川) ありがとうございます。住宅について考えておられますと、防犯に限らず災害対策等についても被害コストや対策との費用対効果をどう見るのかということが問題となっており、昨今話題の水害に対する対策についてもそういった話が出てきています。犯罪についての被害コストについて、できれば何らかのエビデンスのようなものが形成され、費用対効果をはっきりと分かるような仕組みを生み出していくことが研究課題となるのではということもご教授頂けたように感じます。防犯優良住宅認定制度の分科会がこれから始動していくとい

うことで、そういったところも含め今後のご活躍に期待したいと思っております。

さて、これまでずっと活発な議論を頂き、警察の協力体制と防犯優良住宅認定制度の取り組みの様子をお伺いして参りました。普及促進については、ご入居される方とオーナー様にどれだけ理解して頂けるのかということもあり、そういったことは直接的にお話できることではなく簡単ではないと思いますが、これから始まっていく分科会の中で色々な関連団体との協同などが構築され、更に発展して頂ければと思います。今回は御三方から大変有力な情報発信、情報提供を頂き、様々なご示唆を頂けたと思います。また、活発な議論を頂き、ありがとうございました。それでは最後に永井委員長にお戻りさせて頂きます。永井委員長、よろしくお願いいいたします。

(永井) パネラーの皆様には貴重な情報提供やご意見を頂き誠にありがとうございました。本日、既に何度も発表させて頂きましたが、総合防犯設備士委員会として防犯優良住宅認定制度に関する分科会を立ち上げることにさせて頂いております。そういった中で、この推進を務めていきたいと考えております。加えて、我々総合防犯設備士の活躍の場も創設していく、創業していくという任務を背負っておりますので、本日拝聴して頂きました皆様におかれましても、末永い叱咤激励を頂きながら、それを糧として邁進していきたいと考えております。

また、本日こういう場を設けて頂いた主催者の方々にもお礼を申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

お知らせ

◆◆ 防犯設備士養成講習・資格認定試験のご案内 ◆◆

2021年度から IT 方式へ移行しました

特にこんな方にオススメ!!

講習はどこでもいつでも!!

試験は自宅近くで約 2 か月間から選択可能!!

- ・新型コロナウイルス感染予防に最適
⇒安心して受講・受験（自然災害への対策にも最適）
- ・全国どこでも受験可能（宿泊費不要、交通費最小）
- ・忙しくても受験可能（自宅近く、当初予約 3 日前まで受験日時変更可能）



【2021 年度から】（新方式）

IT 方式

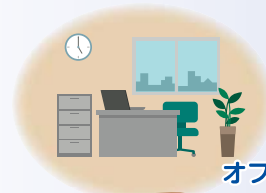
年間 4 回実施

講習

講義動画をオンライン配信
時間、場所の制約無し
繰り返し視聴可能

試験

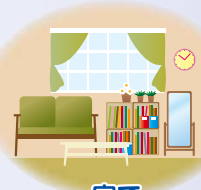
試験は110分間1つに統合
全国47都道府県、約300か所の
テストステーション^(注)の中から
約2か月間の中で個人が自由に受験日を予約



オフィスで



カフェで



家で



テストステーションの様子

(注)：テストステーションには多数の PC が配置されており、試験は PC を操作して実施します。
また、入場前に受付で本人確認を行い、私物はロッカーに入れます。



公益社団法人 日本防犯設備協会

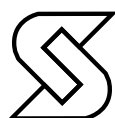
問合せ先：03-3431-7301

URL：https://www.ssaj.or.jp/



テストステーションの使用は、(株)CBT-Solutions のご協力をいただいています。
テストステーションの詳細は、下記の URL を参照してください。

https://cbs-s.com/testcenter/



2021年度 防犯設備士養成講習・資格認定試験のご案内

2021年度より防犯設備士養成講習・資格認定試験がIT方式へ移行しました。講習はあらかじめ撮影した動画をオンライン配信、試験は全国47都道府県300か所のテストステーションで実施となります。受験者の利便性が高まり、受験しやすくなりました。

開催回	募集期間	開催期間	
		講習	試験
第114回	4月16日(金)～ 5月26日(水)	4月19日(月)～ 6月30日(水)	5月29日(土)～ 6月30日(水)
第115回	7月15日(木)～ 8月25日(水)	7月18日(日)～ 9月30日(木)	7月21日(水)～ 9月30日(木)
第116回	10月16日(土)～11月26日(金)	10月19日(火)～12月27日(月)	10月22日(金)～12月27日(月)
第117回	2022年 1月15日(土)～ 2月25日(金)	1月18日(火)～ 3月31日(木)	1月21日(金)～ 3月31日(木)

2021年度から防犯設備士養成講習・資格認定試験の学割制度を開始（一般の半額）

高校、高専、大学、大学院、専門学校等の現役学生に対し、学生割引の適用を開始しました。受講・受験の費用が一般では44,000円のところ、学割適用で22,000円（半額）になります。学割適用のためには、在学証明書の提出が必要です。

2021年度 総合防犯設備士受験セミナー・資格認定試験のご案内

2021年度総合防犯設備士受験セミナー・資格認定試験が下記の要領で開催されます。受講・受験を希望される方は、お申込みください。また、今年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として、三密を避けるため、Webツール（Zoom）を用いたオンラインセミナーとします。

No	名称	開催日	開催地	会場名	募集人員	募集期間
1	受験セミナーNo.1	6月26日(土)	東京	オンライン	60名	5/25～6/21
2	受験セミナーNo.2	7月10日(土)	大阪	オンライン	60名	
3	受験セミナーNo.3	7月17日(土)	東京	オンライン	60名	6/26～7/12
4	受験セミナーNo.4	8月21日(土)	大阪	オンライン	60名	
5	一次試験A(筆記試験)	10月9日(土)	東京	飯田橋レインボービル	50名	7/1～9/18
6			大阪	新梅田研修センター	50名	
7	一次試験B(講習認定) 二次試験B(面接試験)	11月6日(土)	東京	日本防犯設備協会	若干名	6/1～6/30
8	二次試験A(面接試験)	12月4日(土)	大阪	新梅田研修センター	一次試験 合格者	—
9		12月11日(土)	東京	日本防犯設備協会		

防犯設備士(優良)について

資格更新をしていただいた方の優位性を高めるために新規に制定した制度です。

◆防犯設備士(優良)とは ※通称、優良防犯設備士(口頭で呼ぶ場合)

- (1) 資格更新を行い、かつ有効期限内であり、資格更新時及びその後も継続的に最新の知識を取得しており、社会的信頼性が高い。
- (2) 連絡先が明確であり、日防設から必要に応じて連絡することができる。
- (3) 2020年4月1日以降の資格更新者から適用開始

◆優位性を高めた内容

- (1) 資格者証を一新し、一目で防犯設備士(優良)であることがわかる。
- (2) 専用の名刺シールとネックストラップを使用することができる。
- (3) 日防設ジャーナルを毎号受領でき、その他の有用情報も継続的に受領できる。

◆防犯設備士(優良)の位置付け

広義では防犯設備士ですが、資格更新を行い、かつ有効期限内の方の呼称として、防犯設備士(優良)を使用するということ。防犯設備士は以下の3グループになる。

- ① 資格認定試験に合格して資格者証を取得後、初回の資格更新待ちのグループ
- ② 資格取得後3年以上経過し、資格更新したグループ
(これを防犯設備士(優良)とする)
- ③ 2012年度以前に資格取得し、資格更新していないグループ

●新資格者証、名刺シール、ネックストラップのご紹介



名刺への記載例と名刺シール



資格者証携帯用ネックストラップ



関西地区で実施する更新講習のご案内

防犯設備士の資格更新を従来はレポート方式（テキスト、問題を配布し解答用紙を提出）で実施してきましたが、より質の高い情報提供を行うために講習方式の試行を行います。まず関西地区で試行し、他の地域へも順次拡大する検討を行います。防犯設備士にとって有用な情報をより多く提供し、実務的に防犯設備士に役立つことを目的にしています。是非更新講習に参加をお願いします。

【講習方式の概要】

1. 講習方式は大阪府、兵庫県、京都府で実施します。
 - 1) 関西地区の資格更新対象者はより質の高い情報提供が可能である講習方式へ是非ご参加ください。講習方式に参加できない場合は従来通りのレポート方式も選択可能です。
 - 2) 関西地区以外の方でも講習方式へ参加することが可能です。
2. 費用は、11,000円（消費税込み）で、現在のレポート方式の更新費用と同額です。
実施時期は、2021年の7月：大阪府、9月：兵庫県、11月：京都府です。
3. 講習は以下の2種類から構成し、防犯設備士にとって有用なより多くの情報を得られるようにしました。
 - 1) 各地区共通の講習
レポート方式で使用する資格更新テキストを配布して重要ポイントを説明すると共に集合住宅等の侵入対策を中心に実務的な知識を高められるようにします。また、講習方式へ参加した場合には資格更新テキストの解答用紙の提出は不要です。
 - 2) 地域協会が主催する研修
地域協会の特色を活かし、防犯設備士にとって有用で実務的な内容で開催します。
4. 受講特典
講習方式で資格更新を実施いただいた場合には、QUOカード（1,000円）及び防犯設備士（優良）の名刺シール又はネクストラップを無償進呈します。
(ただし、複数の更新講習会場に参加した場合でも進呈は1回のみです。)
5. タイムスケジュール
 - 1) 受付 13:05～13:25
 - 2) 日防設挨拶 13:25～13:30
 - 3) 共通講習 13:30～15:00
休憩 15:00～15:10
 - 4) 地域協会主催講習 15:10～16:40

6. 申込期限

各更新講習実施日の2週間前まで。

一度登録した後の会場変更、講習方式の変更（レポートから講習へ、またはその逆）も各更新講習実施日の2週間目まで。（更新レポートは、有効年月日の3か月前が申請期限です。）

NO	開催地	日時、場所	更新講習の内容	
			共通講習	地域協会主催の研修
1	大阪府	2021年7月30日 エル・おおさか 会議室：南1023	レポート方式で使用する 「資格更新テキスト※」の 内容説明と、集合住宅等 の侵入対策	AI機能付き防犯カメラについて
2	兵庫県	2021年9月14日 兵庫県県民会館 会議室：福		①兵庫県防犯住宅制度について ②実際に発生した犯罪の手口の分析 とその犯罪を回避するための方策 を考える
3	京都府	2021年11月24日 京都経済センター 会議室：4-B		①賃貸防犯モデルマンション認定制度 ②最新のセキュリティ機器

※資格更新テキストは、防犯設備士テキストの2018年発行のものと最新のものととの差分を中心にまとめたもので、特殊詐欺などの犯罪情報、最新の設備等の説明があります。

エル・おおさか : 〒540-0031 大阪府中央区北浜東3-14

<http://www.l-osaka.or.jp/>

兵庫県県民会館 : 〒650-0011 兵庫県神戸市中央区下山手通4丁目16-3

<https://hyogo-arts.or.jp/kenmin/>

京都経済センター：京都市下京区四條通室町東入函谷鉾町78番地

<https://kyoto-kc.jp/>

【同日開催の催し】

更新講習参加者は、下記にも参加可です。

1. 大阪府

商品展示会・セミナー 10:00～17:00

エル・おおさか 南101

2. 兵庫県

商品展示会・セミナー 10:00～12:00

兵庫県県民会館 福

3. 京都府

京都経済センター 4-B

技術研修会 10:00～12:00

問い合わせ先

公益社団法人 日本防犯設備協会
制度事業担当部長 伊藤
電話：03-3431-7301

協会出版物の販売についてご案内します。

公益社団法人 日本防犯設備協会発行 調査研究報告書 頒布価格一覧

2021年3月現在

会 報

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
447	会報 防犯設備 2021 新年号 No.131	運営企画会議	2021年 1月	—	2,200	
446	情報誌 日防設ジャーナル 2020 年爽秋号 No.130	運営企画会議	2020年10月	—	550	
445	会報 防犯設備 2020 盛夏号 No.129	運営企画会議	2020年 7月	—	2,200	
444	情報誌 日防設ジャーナル 2020 年陽春号 No.128	運営企画会議	2020年 4月	—	550	
442	会報 防犯設備 2020 新年号 No.127	運営企画会議	2020年 1月	—	2,200	
438	情報誌 日防設ジャーナル 2019 年爽秋号 No.126	運営企画会議	2019年10月	—	550	

防犯ガイドブック 多部数の場合、別途ご相談ください。

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
449	自動車セキュリティガイド Vol.3	自動車・オートバイ委員会	2021年 3月	500	600	
448	防犯カメラシステムガイド vol.3	映像セキュリティ委員会	2021年 3月	650	780	
437	安全・安心なまちづくりをめざして 防犯照明ガイド vol.6	防犯照明委員会	2019年 7月	320	430	
421	防犯カメラシステムネットワーク構築ガイドⅡ	RBSS 委員会	2017年 4月	510	630	
419	あなたのまちの駐車場はだじょうぶですか 駐車場セキュリティガイド vol.2	防犯システム委員会	2017年 3月	490	590	
415	あなたの愛車をまもる オートバイセキュリティガイド vol.2	自動車・オートバイ委員会	2016年 3月	360	460	
198	暗証番号やカード、生体認証による出入りの制限と管理 出入口のセキュリティガイド	出入管理機器委員会	2007年 3月	320	430	
171	暮らしの安全のために、知識と対策を ホームセキュリティガイド	防犯システム委員会	2012年 4月	360	460	

統計調査

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
450	2020 年版 防犯設備機器統計調査報告書	統計調査委員会	2021年 3月	3,700	5,300	

防犯システム導入と留意点

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
267	繁華街・歓楽街の安全対策 DVD 「もっと楽しく、快適に!笑顔ひろがるまちづくり」	防犯システム委員会	2010年11月	—	—	防犯設備士の活用紹介 もありますのでご参考く ださい。 ご希望の方は協会まで ご連絡下さい
252	高齢者の暮らしを守る DVD 防犯対策「ちょっと待った!泥棒・・・」	防犯システム委員会	2009年12月	—	—	
230	学童の安全確保のための 防犯・防災対策 DVD	防犯システム委員会	2008年11月	—	—	

映像セキュリティ

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
130	防犯映像システム評価用チャート (3 枚一式) (チャートご利用の手引き付き)	映像セキュリティ委員会	2004年 3月	5,300	7,900	

技術関連

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
254	防犯設備の施工要領 (一戸建住宅編) 第 2 版	施工基準委員会	2010年 3月	1,900	2,900	
440	防犯設備の施工要領 (Ver - 3)	施工基準委員会	2020年 2月	4,400	6,600	
441	電気錠施工の手引	施工基準委員会	2020年 2月	1,000	2,000	

制度事業関連

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
266	RBSS 画質 A3 (静止画) 評価チャート A2 (静止画) 評価チャート セット1式	RBSS 委員会	2010年10月	11,000	16,500	
430	【CD-R 版】RBSS2018 認定基準 (IP-IF 対応編) ・防犯カメラ、デジタルレコーダの2品目含む	RBSS 委員会	2018年12月	5,300	7,900	
431	【CD-R 版】RBSS2018 認定基準 (NTSC 対応編) ・防犯カメラ、デジタルレコーダの2品目含む	RBSS 委員会	2019年 5月	5,300	7,900	
432	【CD-R 版】RBSS2018 認定基準 (HD-SDI 対応編) ・防犯カメラ、デジタルレコーダの2品目含む	RBSS 委員会	2019年 5月	5,300	7,900	
439	【CD-R 版】RBSS2018 認定基準(アナログ HD 対応編) ・防犯カメラ、デジタルレコーダの2品目含む	RBSS 委員会	2019年12月	5,300	7,900	
240	総合防犯設備士テキスト	総合防犯設備士委員会	2014年 7月	5,500	5,500	
225	デジタルレコーダ (防犯用) 標準画像 (DVD 版 Ver1.0)	RBSS 委員会	2008年10月	5,300	7,900	

価格は消費税込みの価格です。(送料別途)

申込み先、問合せ先

〒105-0013 東京都港区浜松町1-12-4 (第2長谷川ビル4F)
 公益社団法人 日本防犯設備協会 事務局
 (TEL:03-3431-7301 FAX:03-3431-7304 mail: info@ssaj.or.jp)

協会技術標準の販売についてご案内します。

公益社団法人 日本防犯設備協会 技術標準 (SES E) 一覧 [頒布価格表]

2021年3月現在

	規格名称	規格番号	頁数	会員価格	一般価格	最終発行日
				日本語	日本語	
共通	防犯に関する用語※1	SES E 0001-6	33	1,180	1,760	2015/5/19
	防犯図記号※1	SES E 0002-4	10	610	920	2015/5/19
技術基準	防犯警報設備一般基準	SES E 0003-3	2	280	420	2017/5/16
	環境試験規格	SES E 0004-5	27	2,060	3,090	2020/12/10
	防犯警報音規格	SES E 0005-3	4	400	580	2019/5/27
	検知器共通技術基準	SES E 0501-4	3	300	450	2017/5/16
	マグネットスイッチ規格	SES E 0502-3	2	280	420	2017/5/16
	赤外線ビーム検知器規格	SES E 0503-4	4	300	450	2017/5/16
	赤外線パッシブ検知器規格	SES E 0504-4	7	450	660	2017/11/6
	超音波式検知器規格	SES E 0505-3	4	390	570	2017/5/16
	ガラス破壊検知器規格	SES E 0506-3	3	300	450	2017/5/16
	シャッター検知器規格	SES E 0507-4	4	390	570	2017/5/16
	防犯用非常通報スイッチ規格	SES E 0508-3	3	300	450	2017/5/16
	キー式入出操作器規格	SES E 0509-3	2	280	420	2017/5/16
	警報制御盤規格	SES E 1501-4	7	590	890	2017/5/16
	防犯用ベル・サイレン規格	SES E 1502-3	3	300	450	2017/5/16
	防犯用直流電源装置規格	SES E 1503-3	7	530	790	2017/8/1
	警告灯規格	SES E 1504-3	4	300	450	2017/8/1
	電子式物品監視装置規格	SES E 1506-3	5	450	660	2017/8/1
	センサーケーブル式警報器規格	SES E 1507-3	4	390	570	2017/8/1
	自動通報機規格	SES E 1508-3	7	450	660	2017/11/6
	防犯灯の照度基準	SES E 1901-4	7	370	550	2015/2/3
	センサー付ライト規格	SES E 1902-2	10	670	1,010	2017/8/1
	センサー付防犯灯規格	SES E 1903-2	10	730	1,100	2017/11/6
	出入管理装置一般基準	SES E 2001-3	3	280	420	2018/2/6
	出入管理装置共通技術基準	SES E 2002-3	3	280	420	2018/2/6
	磁気ストライプカードリーダー規格	SES E 2004-4	3	300	450	2018/2/6
	ゲート管理装置規格(ホテル用)	SES E 2005-3	6	450	660	2018/2/6
	出入管理コントローラ規格	SES E 2006-4	6	470	690	2018/11/7
	鍵管理装置規格	SES E 2007-3	5	390	570	2018/2/6
	ICカードリーダー規格※2	SES E 2008-3	4	300	450	2018/2/6
	非接触カードリーダー規格	SES E 2009-4	5	370	550	2018/2/6
	キーボード装置規格	SES E 2010-3	6	450	660	2018/2/6
	指紋認証装置規格	SES E 2011-3	7	530	790	2018/2/6
	出入管理用記録プリンター規格	SES E 2012-3	5	390	570	2018/2/6
	出入管理用電動シャッターインターフェース基準	SES E 2013-3	6	450	660	2018/2/6
	出入管理装置シリアルインターフェース(RS-232C)基準	SES E 2014-3	5	390	570	2018/2/6
	出入管理用自動ドアインターフェース基準	SES E 2015-3	5	390	570	2018/2/6
出入管理用ソフトウェア規格	SES E 2016-3	6	470	690	2018/11/7	
出入管理用ソフトウェア管理データ入出力ファイル様式基準	SES E 2017-2	14	1,050	1,580	2018/2/6	
防犯用映像監視装置一般基準	SES E 3001-3	19	280	420	2020/2/13	
映像用モニタ規格	SES E 3004-3	9	670	1,010	2016/2/9	
映像用制御機器規格	SES E 3006-2	1	190	290	2010/3/31	
映像処理機器規格	SES E 3007-2	2	280	420	2010/3/31	
映像用回転機器規格	SES E 3008-2	2	280	420	2010/3/31	
映像用ハウジング規格	SES E 3009-2	2	280	420	2010/3/31	

価格は消費税込みの価格です。(送料別途)

※1 協会ホームページよりダウンロードできます。

※2 本規格は、JIS X 6301に規定する外部端子付ICカードの読取りに使用するカードリーダーの規格です。

協会技術標準の販売についてご案内します。

公益社団法人 日本防犯設備協会 技術標準 (SES E) 一覧 [頒布価格表]

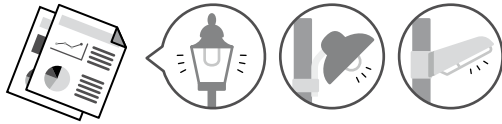
2021年3月現在

	規格名称	規格番号	頁数	会員価格	一般価格	最終発行日
				日本語	日本語	
技術基準	映像伝送装置規格(有線方式)	SES E 3010-2	5	450	660	2010/3/31
	監視カメラ用レンズ規格	SES E 3011-2	4	390	570	2010/3/31
	電動ドーム型防犯カメラ規格	SES E 3012-3	6	530	790	2017/8/1
	防犯カメラシステム評価用チャート規格	SES E 3013-2	4	280	420	2011/3/31
	VPNルータ規格	SES E 3014-1	13	300	450	2020/2/13
	映像監視分野における長音符号に関する用語	SES E 3091-1	5	300	450	2020/12/10
	IP-IF対応防犯カメラ規格	SES E 3101-2	11	800	1,200	2013/5/31
	IP-IF対応デジタルレコーダ(防犯用)規格	SES E 3102-1	10	730	1,100	2013/5/31
	HD-SDI対応防犯カメラ規格	SES E 3151-1	12	880	1,310	2016/11/7
	HD-SDI対応デジタルレコーダ(防犯用)規格	SES E 3152-1	12	880	1,310	2016/11/7
	HD-SDI周辺機器取扱い規格	SES E 3153-1	5	390	570	2016/11/7
	NTSC対応防犯カメラ規格	SES E 3201-1	11	800	1,200	2013/5/31
	NTSC対応デジタルレコーダ(防犯用)規格	SES E 3202-1	18	1,320	1,990	2013/5/31
	遠赤外線防犯カメラ規格	SES E 3251-1	9	670	1,010	2016/2/9
	画角と評価規格	SES E 3401-1	11	800	1,200	2016/2/9
テレビドアホン規格	SES E 3501-2	8	610	920	2019/12/10	
防犯用共同住宅インターホン規格	SES E 3502-1	11	800	1,200	2016/11/7	
施工基準	侵入阻止の意思表示	SES E 7002-4	4	310	460	2015/5/19
	基本警戒線の設定	SES E 7003-4	6	470	690	2015/5/19
	防犯対象物件に対する警戒線の選択	SES E 7004-4	7	550	830	2015/5/19
	警戒方式における検知・警戒範囲	SES E 7005-4	6	470	690	2015/5/19
	対象物件の施設等級(重要度・危険性の度合)	SES E 7006-4	4	310	460	2015/5/19
	対象物件の地域環境等	SES E 7007-3	3	290	430	2015/5/19
	対象物件の見通し	SES E 7008-3	3	290	430	2015/5/19
	対象物件への侵入防御	SES E 7009-3	3	310	460	2015/5/19
	侵入警報設備の設計	SES E 7102-4	5	310	460	2015/5/19
	警戒線の設計	SES E 7103-4	6	400	580	2015/5/19
	機器の選定方法	SES E 7104-4	4	290	430	2015/5/19
	施設される回路の電圧	SES E 7202-4	5	310	460	2015/5/19
	施設される回路の電流	SES E 7203-4	3	290	430	2015/5/19
	施設される回路の絶縁抵抗	SES E 7204-4	3	290	430	2015/5/19
	施設される回路の接地	SES E 7205-4	4	290	430	2015/5/19
	施設される回路の電線	SES E 7206-4	3	290	430	2015/5/19
	電線の接続	SES E 7207-4	2	310	460	2015/5/19
	施設される回路の保護装置	SES E 7208-4	3	290	430	2015/5/19
	施設される回路の充電部の保護	SES E 7209-4	3	220	330	2015/5/19
	機器の設置場所	SES E 7210-4	4	290	430	2015/5/19
	電線の施設方法	SES E 7211-4	5	310	460	2015/5/19
	機器の取付	SES E 7212-3	2	220	330	2015/5/19
検査、試験、取扱説明	SES E 7602-3	3	290	430	2015/5/19	
維持管理	SES E 7702-3	3	290	430	2015/5/19	
共通	SES E標準化規定	SES E 9901-6	8	610	920	2019/2/5
	SES E規格票の様式	SES E 9902-5	32	1,470	2,200	2019/2/5
	SES E規格の処理手順(解説)	SES E 9903-5	14	1,030	1,550	2019/2/5
	防犯に関する用語の登録運用規定	SES E 9905-3	6	450	660	2017/8/1
	防犯図記号の登録運用規定	SES E 9906-3	5	450	660	2017/8/1

価格は消費税込みの価格です。(送料別途)

申込み先、問合せ先

〒105-0013 東京都港区浜松町1-12-4 (第2長谷川ビル4F) 公益社団法人 日本防犯設備協会 事務局
(TEL: 03-3431-7301 FAX: 03-3431-7304 mail: info@ssaj.or.jp)



防犯照明委員会の活動について



防犯照明委員会 委員長 **森島 俊之**
(パナソニック株式会社 ライフソリューションズ社 ライティング事業部
プロフェッショナルライティングBU 営業企画グループ 屋外企画課)

はじめに

日本防犯設備協会の防犯照明委員会は、各種防犯照明(主に生活道路における防犯灯)の調査研究とその普及を目的として活動しています。当委員会のメンバー会社は、アイリスオーヤマ(株)、かがつう(株)、東芝ライテック(株)、パナソニック(株)および、大妻女子大学に参画いただいています(2021年4月時点)

これまでの活動内容

- ・蛍光灯防犯灯の電気料金区分適用の適正活動
- ・夜間の見え方における研究
- ・避難活動における最低照度の実証実験
- ・LED防犯灯の適正な商品普及の活動
- ・各地の自治体への助言・現地検証活動
- ・防犯設備士育成の助成活動(テキスト編集の一部)
- ・防犯照明ガイド等の各種出版
- ・LED防犯照明の技術標準策定(改訂):SES基準

このように安全安心な街づくりに貢献するべく、防犯灯のあり方を模索・研究をして参りました。

夜間の見え方や避難に必要な明るさ(照度)の実証実験では防犯灯を暗闇においた中、被験者に体験をしていただくなど、実際の空間を再現し地に足がついた調査を行ってきました。防犯灯の光源にLEDが出現してきたころから、LEDに即した基準を制定し、RBSS認定制度にLED防犯灯を追加することに取り組みました。それらを利用する方々(自治会や市町村)に向けた「防犯照明ガイド」を作成し、また改訂を続け新しい情報を発信しています。

最近の活動内容

「防犯灯の歴史(仮称)」～ガス灯からLED防犯灯まで～ 編纂

コロナ禍で現場の調査活動ができないため、防犯灯の歴史を振り返りまとめてみようということにしました。当防犯照明委員会の活動や業界・社会の動きなど、幅広く関連のある出来事と絡めた内容を試みています。

その内容を少しご紹介します。ご承知のように防犯灯は生活道路——自動車というよりも歩行者や自転車为主に通る生活に根差した道路で、路地や路地裏ともいいます——に設置される街路灯を指します。日本では(ヨーロッパによくある建物の壁面やポールを立てるのとは違って)、電信柱に取り付けるタイプが普及しています。そこで街に明かりが普及したところから整理し、防犯灯の歴史を振り返ることになりました。どこまで遡るのが難しいところですが、明治期のガス燈(灯)あたりからまとめることにしました。委員会のメンバーは電気のプロですがガスはまったくの素人ですから、これから勉強が必要になりそうです。

一方LED防犯灯は2000年代に発売され、現在(2021年)ではほとんどがLEDに代わって来ています。これだけ急速に普及したわけは、とりもなおさずLEDの効率が良いからで電気代が安価で済むということが第一の理由です。また発売当初は従来光源(蛍光灯や水銀灯)に対して高価だった器具も今は同程度*になっています。

※蛍光灯・水銀灯の防犯灯は製造中止になっています(2021年)

コラム

ここからはコラムということで、私個人の所感を綴ります。

防犯灯の歴史編纂をしていて改めて思うのが、最近防犯灯に関わらず屋外の照明(街路灯や道路灯など)も次々にLEDに変わってきたなということです。LED化を推進している立場の私にとっては、書くことが非常にはばかれますが、昭和～平成にかけて設置された照明が消えつつあるのは寂しいものです。幼いころの心象風景にある防犯灯は蛍光管が球切れしそうになり何度も点滅を繰り返しています。自動車トンネルの照明はオレンジ色でした。トンネル内では赤い色の車がグレーに見えるという何とも言えない異空間でした。それらを挙げるとたくさんあります。一方LEDはほとんどが真っ白で清潔で普遍的であり絶対的なメインキャラクター的な存在です。数々あった従来光源のサブキャラはひとたまりもなく一蹴され、この世の中から消えつつあります。しかし私にとって、このサブキャラは特徴があり(短所もあるのですが)何とも愛すべき面々です。照明器具の形のバリエーションも様々なものがありました。そういった彼ら彼女ら(?)の姿を留めておこうとカメラ片手に街を歩いてシャッターを切る昨今です(人との接触は極力避けながら)。

最後に

執筆時点では新型コロナウイルスの終息は見えておらず、変異種の脅威も増しています。日頃当協会や当委員会の活動へのご理解・ご支援をいただいております会員各位また関係官庁各位におかれましては、お体に気を付けていただき、これからもご指導ご鞭撻のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

編集後記

今年は、東日本大震災から10年ということで、当時の事を思い出しました。2011年3月11日は東京ビックサイトで開催されたセキュリティショーの最終日でした。私は協会の事務所で一人で留守番役でしたが、職員のほとんどは会場に入っており、そこで大地震が起きました。地震発生後、電車は止まり交通機関が麻痺したことから、徒歩で帰宅する人が、協会の前の道をぞろぞろ歩いて行く光景を思い出しました。会場にいた職員が協会に戻ってきたのは夜11時を過ぎていました。その日は事務所に泊まり一夜を過ごしましたが、幸い停電にならなかったことで、3月の寒さも凌ぐことが出来ました。

当時、何といても強烈な印象は津波が押し寄せあらゆる物が流されていく映像と、そして、福島原発の水素爆発でした。そこから漏れ出た放射線量が毎日のように報道されていました。10年経過した今、福島原発の汚染水の処分が問題となっていますが、汚染水の放射性物質のトリチウムとは何なのか。NHKのNEWSによれば、自然界でも生成されるため、大気中の水蒸気や雨水、海水、それに水道水にも含まれ、日本語では「三重水素」と呼ばれる放射性物質で水素の仲間ということで、あまり害がなさそうに聞こえますが、トリチウムが出す放射線は弱いベータ線で濃度の大小がポイントで、人体への影響は、外部の被ばくよりも体内に取り込んだ際の内部被ばくを考慮すべきとしています。茨城大学の田内広教授によれば、トリチウムが体内に取り込まれてDNAを傷つけるというメカニズムは確かにあるが、DNAには修復する機能があり、紫外線やストレスなどでも壊れては修復しているのが日常とのこと。今回、国は海洋放出を決めましたが、しっかり濃度監視を行い、日本だけでなく海外に向けても安全安心をアピールしてもらいたいと思います。

ということで、東日本大震災から10年が経過しましたが、影響はまだまだ続きそうです。次の10年経過後には無事廃炉されていることを望むばかりです。(S.H)

ご意見・ご感想をお寄せください

協会事務局

e-mail : s.habu@ssaj.or.jp
FAX : 03 (3431) 7304

「日防設ジャーナル」2021 陽春号 (No.132) 2021年4月20日発行

編集 公益社団法人 日本防犯設備協会 運営企画会議

発行 公益社団法人 **日本防犯設備協会**

〒105-0013 東京都港区浜松町1-12-4 (第2長谷川ビル4階)

TEL 03 (3431) 7301 FAX 03 (3431) 7304

ホームページ <https://www.ssaj.or.jp/>

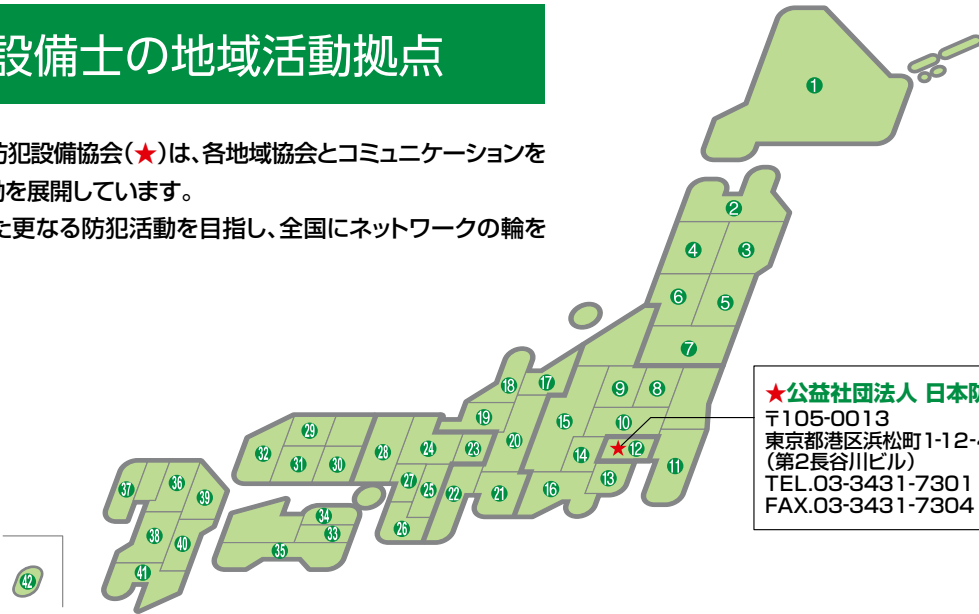
印刷 真生印刷株式会社 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-6 TEL 03 (5256) 7731

本誌掲載記事の複写・転載の際は協会事務局へご連絡ください。

防犯設備士の地域活動拠点

公益社団法人 日本防犯設備協会(★)は、各地域協会とコミュニケーションを
図りながら、防犯活動を展開しています。

また、地域に根ざした更なる防犯活動を目指し、全国にネットワークの輪を
広げて行きます。



★公益社団法人 日本防犯設備協会
〒105-0013
東京都港区浜松町1-12-4
(第2長谷川ビル)
TEL.03-3431-7301
FAX.03-3431-7304

① 北海道防犯設備士協会

〒065-0017
北海道札幌市東区北17条東7丁目1-15
進栄ロッソサービス(株)内
TEL.011-742-3961
FAX.011-742-0473

② 青森県防犯設備士協会

〒030-0803
青森県青森市安方2-9-20
室津ビル203
TEL.017-718-2865
FAX.017-718-2865

③ 岩手県防犯設備士協会

〒020-0873
岩手県盛岡市松尾町2-4
吉田防犯内
TEL.019-623-3733
FAX.019-618-6051

④ 秋田県防犯設備士協会

〒011-0904
秋田県秋田市寺内蛭根3丁目24-13
(株)パワーズ内
TEL.018-838-4666
FAX.018-824-8003

⑤ 宮城県防犯設備士協会

〒984-0001
宮城県仙台市若林区鶴代町4番22号
(有)仙台クマックス内
TEL.022-239-8155
FAX.022-239-8154

⑥ 山形県防犯設備士協会

〒990-2401
山形県山形市平清水1-1-75
山形バナソニック(株)内
TEL.023-622-5580
FAX.023-623-4370

⑦ 福島県防犯設備士協会

〒960-8252
福島県福島市御山字稲荷田83-2
(株)メディアシステム内
TEL.024-534-5810
FAX.024-534-5810

⑧ 栃木県防犯設備士協会

〒320-0061
栃木県宇都宮市宝木町1-14-7
(株)宇都宮ロック内
TEL.028-622-1169
FAX.028-622-1125

⑨ 一般社団法人 群馬県防犯設備士協会

〒371-0023
群馬県前橋市本町1丁目3-2
橋爪ビル3階
TEL.027-226-0110
FAX.027-226-6400

⑩ 一般社団法人 埼玉県防犯設備士協会

〒338-0002
埼玉県さいたま市中央区下落合6-19-3
(株)ジャロック内
TEL.048-831-3927
FAX.048-825-2812

⑪ 一般社団法人 千葉県防犯設備士協会

〒263-0023
千葉県千葉市稲毛区緑町2-14-4
逸美ビル3F
TEL.043-301-6409
FAX.043-301-6419

⑫ NPO法人 東京都セキュリティ促進協力会

〒170-0013
東京都豊島区東池袋1-32-6
河合ビル3階
TEL.03-3985-8676
FAX.03-3985-8678

⑬ NPO法人 神奈川県防犯セキュリティ協会

〒231-0825
神奈川県横浜市中区本牧間門36-13
ライコムビル3F
TEL.045-263-8497
FAX.045-263-8498

⑭ NPO法人 山梨県防犯設備士協会

〒400-0045
山梨県甲府市後屋町363
(株)センティス21内
TEL.055-241-0378
FAX.055-241-4480

⑮ 長野県防犯設備士協会

〒399-0033
長野県松本市笹賀7117-1
アイ・エヌ通信工業(株)(セキュリティハウス信州)内
TEL.0263-86-7788
FAX.0263-85-3311

⑯ 静岡県防犯設備士生活安全協議会

〒420-0842
静岡県静岡市葵区銭座町94-5
(株)中部ロックセンター内
TEL.054-247-8001
FAX.054-247-8694

⑰ 富山県防犯設備士協会

〒939-3541
富山県富山市水橋沖64-1
ライフガード北陸内
TEL.076-479-0801
FAX.076-479-0804

⑱ 石川県防犯設備促進協力会

〒920-0055
石川県金沢市北町乙63
(株)マスターキー内
TEL.076-276-0110
FAX.076-223-6269

⑲ NPO法人 福井県防犯設備士協会

〒918-8015
福井県福井市花堂南1-4-17
(株)キーセンター内
TEL.0776-35-0110
FAX.0776-34-0119

⑳ 岐阜県防犯設備士協会

〒500-8269
岐阜県岐阜市西部中島3-20
岐阜県警備業協会内
TEL.058-277-6222
FAX.058-271-4326

㉑ 愛知県セルフガード協会

〒460-0004
愛知県名古屋市中区新栄町1-1
明治安田生命名古屋ビル10階
アイホン(株)内
TEL.052-961-3501
FAX.052-685-3884

㉒ NPO法人 三重県防犯設備士協会

〒514-0131
三重県津市あつたつ4-7-7
三重電業(株)内
TEL.059-232-0303
FAX.059-232-5586

㉓ 滋賀県防犯設備士協会

〒520-0101
滋賀県大津市雄琴5-8-12
オブテックスグループ(株)内
TEL.077-579-8999
FAX.077-579-8999

㉔ 一般社団法人 京都府防犯設備士協会

〒602-8027
京都市上京区下立売通新町東入東売町195
防犯会館1階
TEL.075-411-9111
FAX.075-411-9113

㉕ NPO法人 奈良県防犯設備士協会

〒635-0823
奈良県北葛城郡広陵町三吉254-14
アクティブ防犯センター内
TEL.0745-54-5141
FAX.0745-54-5141

㉖ 和歌山県防犯設備士協会

〒649-6202
和歌山県岩出市根来1709-1
(株)セキュリティフォーユー内
TEL.0736-61-0101
FAX.0736-61-0109

㉗ NPO法人 大阪府防犯設備士協会

〒540-0029
大阪府大阪市中央区本町橋2番23号
第7松屋ビル5階
TEL.06-6585-0061
FAX.06-6585-0062

㉘ NPO法人 兵庫県防犯設備士協会

〒670-0825
兵庫県姫路市市川橋通2-49-2
(株)セキュリティハウス神姫内
TEL.0792-23-7450
FAX.0792-23-7460

㉙ 鳥根県防犯設備士協会

〒694-0052
鳥根県大田市久手町刺鹿622-1
西日本通信工事(株)内
TEL.0854-83-7221
FAX.0854-83-7036

㉚ 岡山県防犯設備業防犯協力会

〒703-8265
岡山県岡山市中区倉田296-13
(株)セキュリティハウス内
TEL.086-277-1517
FAX.086-276-7478

㉛ NPO法人 広島県生活安全防犯協会

〒732-0055
広島県広島市東区東屋簷町5-10
(株)ロックサービス内
TEL.082-263-5390
FAX.082-262-4169

㉜ 一般社団法人 山口県防犯設備士協会

〒755-0084
山口県宇部市大字川上528
TEL.0836-38-5224
FAX.0836-33-7613

㉝ 一般社団法人 徳島県防犯設備士協会

〒777-0005
徳島県徳島市南矢三町1-7-37
(株)サイバ内
TEL.088-633-7775
FAX.088-633-7776

㉞ 香川県防犯設備業防犯協力会

〒760-0066
香川県高松市福岡町4-26-26
TEL.088-882-1891
FAX.017-813-3108

㉟ NPO法人 高知県防犯設備士協会

〒780-0055
高知県高知市江陽町10-24
土佐通信システム(株)内
TEL.088-882-1891
FAX.088-883-0501

㊱ NPO法人 福岡県防犯設備士協会

〒810-0021
福岡県福岡市中央区今泉1-13-28
武石今泉ビル501号
TEL.092-718-3990
FAX.092-718-3995

㊲ 長崎県防犯設備士協会

〒852-8117
長崎県長崎市平野町10-32
(有)原田キーコーナー内
TEL.095-844-0110
FAX.095-844-0873

㊳ 一般社団法人 熊本県防犯設備士協会

〒862-0962
熊本県熊本南区田迎3-3-22
(株)セイフティプランナー九州内
TEL.096-234-7531
FAX.096-234-7532

㊴ 大分県防犯設備士協会

〒870-0034
大分県大分市都町2-7-24
SGFセキュリティシステム内
TEL.097-535-0002
FAX.097-532-5077

㊵ NPO法人 宮崎県防犯設備士協会

〒880-0951
宮崎県宮崎市大塚町流合5115-5
(株)九州ガードシステム内
TEL.0985-59-2101
FAX.0985-50-3290

㊶ 鹿児島県防犯設備士協会

〒890-0034
鹿児島県鹿児島市田上5-1-30
(株)セキュリティサービス内
TEL.099-252-3881
FAX.099-252-3881

㊷ 沖縄県防犯設備士協会

〒901-2223
沖縄県宜野湾市大山3-3-9
(株)沖縄電子内
TEL.098-898-2358
FAX.098-897-3178

防犯設備士・総合防犯設備士

受講生・受験生

募集

「防犯設備士」＝「防犯のプロフェッショナル」 今、まさに社会が求めている資格です。

防犯設備士

■防犯設備士とは？

(公社)日本防犯設備協会が行う防犯設備士資格認定試験に合格し、申請により防犯設備士資格者証の交付を受け、同協会の防犯設備士登録簿に登録された方をいいます。また、3年毎の更新義務があり、知識の更新を行います。

■どんなメリットがあるの？

防犯設備機器に関わる職業の方が、自身の社会的地位の証明、製品の知識や施工技術の向上、有資格が条件となる地域協会に加入することが出来ます。有資格者にはメールマガジン配信の申込により協会から各種情報が登録先に発信されます。

■試験概要(年4回)

養成講習：講習動画をオンライン配信
認定試験：全国47都道府県の
テストセンターで実施



総合防犯設備士

■総合防犯設備士とは？

(公社)日本防犯設備協会が行う総合防犯設備士資格認定試験に合格し、申請により総合防犯設備士資格者証の交付を受け、同協会の総合防犯設備士登録簿に登録された方をいいます。

総合防犯設備士は、防犯設備士の上位資格として、特に防犯設備の監理および監査並びに防犯設備士の指導、育成を行う者をいいます。総合防犯設備士資格試験は、防犯設備士資格取得後、通算3年以上の実務経験をもって受験することが出来ます。また、試験は筆記試験および講習認定試験となっており、受験セミナーも開催しています。

■試験概要

筆記試験：1次10月頃、2次(面接)12月頃
講習認定試験：各地域協会からの応募(6月頃)
受験セミナー：年4回(6月～9月頃)



お申し込み・お問い合わせ

 公益社団法人 日本防犯設備協会

〒105-0013 東京都港区浜松町1-12-4(第2長谷川ビル4F)

TEL 03(3431)7301 FAX 03(3431)7304

メール info@ssaj.or.jp ホームページ <https://www.ssaj.or.jp>